

令和4年度
いくしあのあゆみ



令和5年12月

尼崎市子どもの育ち支援センター

はじめに

子どもの育ち支援センター「いくしあ」では、身近な子育て相談から専門的な相談まで、子どもに関するあらゆる相談を受け、一緒に考え、情報提供や助言などを行う「総合相談」、様々な課題を抱えた子どもや、虐待など子育て家庭の課題に対応する「家庭児童相談」、発達や行動で気になることや困りごとを持った子どもとご家族等を対象に、医師や保健師、心理士などの専門職が対応する「発達相談」、不登校・集団になじみにくいなど教育に関する様々な悩みに対応する「教育相談」、社会的な問題にもなっている「ひきこもり」について、長期化・重篤化を防止するため、概ね15歳から29歳までの青少年とその保護者を対象とした、「ユース相談支援事業」といった子どもとその家族に対する相談支援を行うとともに、支援を必要とする家庭等への訪問、発達に関する診断、教育支援室の運営など、課題を抱える子どもとその家族に対して、切れ目のないきめ細かな対応や予防に日々取り組んでおります。

また、こうした取組に加えて、令和4年8月から、ヤングケアラー等世帯訪問支援事業を開始するなど「ヤングケアラー支援」にも取り組むほか、令和8年度に開設を予定している児童相談所の設置に向けた取組を進めているところです。

しかしながら、課題や困難を抱える子どもたちやその家庭への支援を市域に根付かせ、効果的に実施していくためには、様々な関係機関をはじめ、支援者、学校園、地域の方々などの理解と協力が欠かせません。

本書は、これらの関係者の方々に、「いくしあ」への理解を深めていただき、「いくしあ」と連携を強めていただくことを目的に、令和4年度に行った活動をまとめたものです。本書が、困難や課題を抱える子どもたちや子育て家庭への支援の第一歩として活用され、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現の一助になれば幸いです。

子どもの育ち支援センター いくしあ
所長 北村 幸司

目次

1	尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあとは	7
2	尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあの概要	8
	(1) 沿革	8
	(2) 施設概要	8
	(3) 建物概要	8
	(4) 組織（令和5年4月現在）	9
	(5) 職員数（令和5年4月現在）	9
	(6) 所管事務の概要（令和5年4月現在）	10
3	総合相談	11
	(1) 概要	11
	(2) 相談件数	11
	(3) サロン利用件数	12
	(4) 読み聞かせ会実績	13
4	家庭児童相談・児童虐待予防のための取組	16
	(1) 概要	16
	(2) 家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）	16
	(3) 子育て家庭ショートステイ事業	16
	(4) 要保護・要支援児童等見守り強化事業	16
	(5) 児童虐待再発防止モデル事業	17
	① 事業参加者数	17
	② プログラム内容	17
	③ 参加者の変化	17
	④ 事業報告会	18
	(6) 要保護・要支援児童等心理的ケア事業	18
	(7) いくしあぱんとりー	18
5	要保護児童対策地域協議会運営事業	19
	(1) 尼崎市要保護児童対策地域協議会	19
	① 構成機関（令和4年4月1日現在）	19
	② 調整機関	20
	③ 事業実績	20
6	発達相談支援	22
	(1) 概要	22
	(2) 発達相談	22
	① 専門職による相談（件数）	22
	② 診察件数	23
	(3) グループOT（作業療法）	23

(4) 親へのグループ支援	24
①ペアレントトレーニング（「あまっこいきいき講座」）	24
②子育てセミナー	24
③子ども支援教室	25
(5) 支援者のための支援事業	25
①施設支援事業	25
②ティーチャーズトレーニング	26
③支援者への研修	26
(6) 課題解決のための連携施策	27
①保健との連携	27
②教育委員会との連携	27
③尼崎市医師会 小児科医会との連携	27
7 教育相談・不登校の児童生徒支援	29
(1) 概要	29
(2) 具体的な取組内容と課題	29
①カウンセラーによる教育相談	29
②スクールソーシャルワーカーによる学校支援	29
③SNSを利用した相談	30
④こども自立支援、ハートフルフレンドによる不登校児童生徒支援	30
⑤学校以外の学びの場の充実	31
8 ひきこもりがちな青少年への支援	34
(1) ユース相談支援事業	34
①支援開始件数及び委託先の支援回数の推移	34
②支援対象者の性別と申請時年齢	34
③支援期間	35
④ケースモニタリング	36
⑤居場所事業（当事者会）の実績	36
⑥家族交流会の実績	37
⑦啓発活動	38
9 ヤングケアラー支援【こども相談支援課】	40
(1) ヤングケアラー等世帯訪問支援事業	40
10 子どもの育ち支援システムの運用	42
11 児童相談所の設置に向けた取組	44
12 その他の事業	45
(1) いくしあシンポジウム	45
(2) いくしあオープン会議	46
(3) 尼崎こども支援おなかまプロジェクト	46
(4) いくしあ専門家会議	47

(5) 視察の受入・市政出前講座.....	52
① 視察の受入.....	52
② 市政出前講座の実績.....	53
13 おわりに	54
【参考】	55
いくしあ来館者アンケート調査結果.....	55

1 尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあとは

尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童虐待の相談件数の増加、いじめ、不登校、集団不適應に悩む子どもの増加、発達障害やその疑いのある子どもの増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化、深刻化してきていることや、単独機関での対応・解決が困難なケースが増加し、年齢の切れ目のない総合的な支援ができていないといった背景から、組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしの中で課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設として開設した。

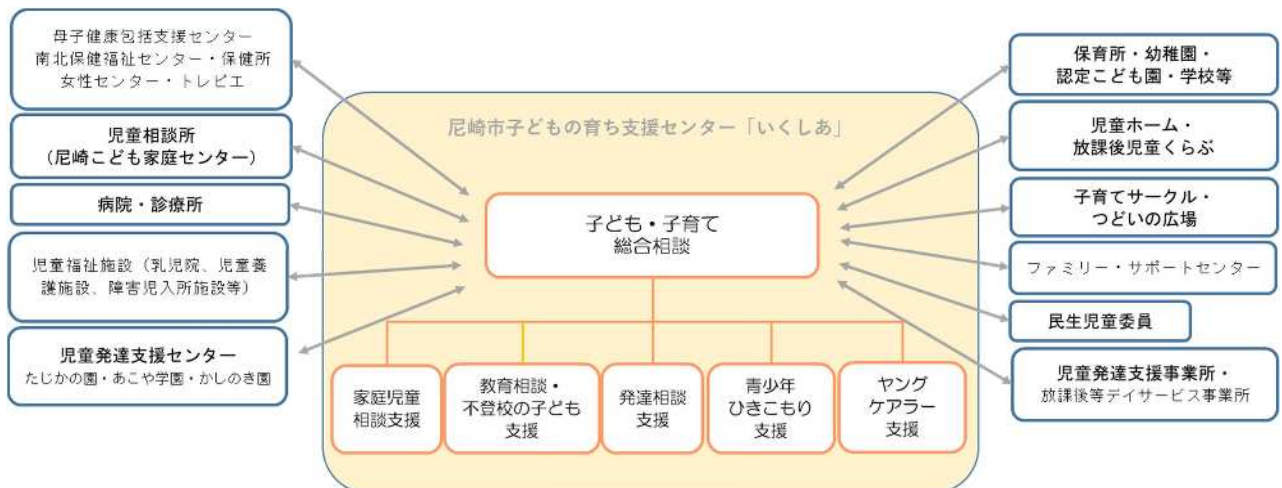
「いくしあ」では、0歳から概ね18歳の子どもの対象とし、子どもの年齢に応じた切れ目のない支援とともに、福祉、保健、教育などが連携した総合的な支援を実施している。

(※ひきこもり相談支援(ユース相談支援事業)は概ね29歳までの青少年を対象。)

「いくしあ」のコンセプトと特徴



主に悩みや心配ごとのある子どもや子育て家庭を対象とした総合相談窓口としつつ、身近な子育て相談も含め幅広い相談に対応している。



2 尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」の概要

(1) 沿革

平成 27 年	12 月	旧聖トマス大学の施設活用と整備の方向性策定 (平成 27 年 3 月：聖トマス大学閉校後、敷地と施設の一部を市へ譲渡)
平成 28 年	3 月	第 3 期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画策定 (尼崎市総合計画の部門別計画として、また尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画として位置付け。)
平成 28 年	4 月	子どもの育ち支援センター準備担当設立
令和元年	10 月	尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」開設
令和 4 年	1 月	(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針策定

(2) 施設概要

尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童福祉法第 10 条の 2 に基づいて設置された市町村子ども家庭総合支援拠点であり、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設として、主に次のような業務を行っている。

- 児童専門のケースワーカーや医師などの専門職を配置し、子どもに関する、家庭その他からの相談に対し、寄り添い支援を行う。
- 組織分野にとらわれず幅広い相談に対応し、支援歴の情報を一元的に管理することで切れ目のない支援を行う。
- 不登校の児童生徒など、多様な状況をサポートし、学校とともに課題に対応する。
- さまざまな関係機関、民間団体と協力・連携して支援を行う。
- 発達の不安などについての相談に対応し、心理検査や診察を通して支援につなぐなど、必要な支援を行う。

(3) 建物概要

所在地	尼崎市若王寺 2 丁目 1 8 - 6	
建築面積	約 7 8 2 m ²	
建物延床面積	約 2, 0 3 1 m ² (1 階 約 7 3 4 m ² 、 2 階 約 7 0 8 m ² 、 3 階 約 5 8 9 m ²)	
構造	鉄筋コンクリート造・3 階建	
施設の概要	1 階	受付、相談室、カンファレンス室、親子相談室、授乳室、サロン
	2 階	地域交流室、感覚統合室、プレイルーム、幼児支援教室、観察室、事務室
	3 階	教育支援室 (ほっとすてっぷ EAST)、診療室、保健室、プレイルーム (箱庭)、発達検査室、保護者室、研修室、スヌーズレンルーム
利用時間	月曜日から金曜日 (祝日除く) 9 時から 17 時 30 分	

(4) 組織（令和5年4月現在）



(5) 職員数（令和5年4月現在）

課名等	常勤					行政 事務員	計
	所長	課長	参事	事務	専門職		
子どもの育ち支援センター所長	1	-	-	-	-	-	1
いくしあ推進課	-	1	1	2	10	12	26
児童相談所設置準備担当	-	1	1	3	21	-	26
こども相談支援課	-	1	-	9	15	1	26
こども教育支援課	-	1	-	2	4	37	44
合計	1	4	2	16	50	50	123

※児童相談所設置準備担当 26 名のうち、兵庫県こども家庭センター（4 か所）に 13 名、兵庫県立尼崎総合医療センターに 1 名、明石こどもセンターに 4 名派遣

※こども教育支援課の専門職は指導主事

(6) 所管事務の概要（令和5年4月現在）

【いくしあ推進課】

- ・子どもの育ち支援センターの運営等に係る企画調整
- ・子ども・子育て総合相談
- ・サロンの運営ほか利用者に係る支援
- ・発達相談支援業務の企画・立案・実施
- ・尼崎学園の運営指導
- ・その他、いくしあ内他課の業務に属さないこと

【児童相談所設置準備担当】

- ・子どもの育ち支援センターの運営等に係る企画調整（うち、市児童相談所設置準備に関すること）
- ・子どもの育ち支援システムの維持管理

【こども相談支援課】

- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・要支援児童、要保護児童に係る相談・支援
- ・ひきこもり青少年への支援に係る事業の企画・立案・実施
- ・ヤングケアラーの支援

【こども教育支援課】

- ・長期欠席の児童及び生徒の支援
- ・教育相談の調査及び研究
- ・教育相談の指導・助言・実施

3 総合相談

(1) 概要

いくしあ総合相談窓口の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を行うためのアセスメント（見立て）や助言等を行う。

(2) 相談件数

【新規・継続別相談件数】

(令和4年度)

種別	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計
合計	29	5	160	5	1,090	278	1,567	101	11	292	17	2,588	1,497	4,506
割合	1.9%	0.3%	10.2%	0.3%	69.6%	17.7%	100.0%	2.2%	0.2%	6.5%	0.4%	57.4%	33.2%	100.0%

(令和3年度)

種別	新規							継続						
	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計	養護	保健	障害	非行	育成	サロン	合計
合計	57	6	143	9	1,164	224	1,603	150	3	266	19	2,232	848	3,518
割合	3.6%	0.4%	8.9%	0.6%	72.6%	14.0%	100.0%	4.3%	0.1%	7.6%	0.5%	63.4%	24.1%	100.0%

※相談種別の内容

養護	児童虐待に関する相談。虐待以外の養育環境的問題に関する相談
保健	未熟児、虚弱児、その他の疾患（精神疾患含む）に関する相談
障害	肢体、視聴覚、言語、知的障害等、障害を有する児童に関する相談
非行	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴等問題行動のある児童に関する相談
育成	性格もしくは行動上の問題、不登校、進学等養育上の問題に関する相談
サロン	サロン利用時における相談対応

【新規相談件数 年齢別内訳】

(令和4年度)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18以上	合計
件数	14	30	60	67	125	125	101	104	111	83	85	68	70	76	62	31	40	18	19	1,289
割合	1.1%	2.3%	4.7%	5.2%	9.7%	9.7%	7.8%	8.1%	8.6%	6.4%	6.6%	5.3%	5.4%	5.9%	4.8%	2.4%	3.1%	1.4%	1.5%	100.0%

(令和3年度)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18以上	合計
件数	60	82	103	114	160	130	106	115	96	86	95	83	91	105	65	46	21	18	27	1,603
割合	3.7%	5.1%	6.4%	7.1%	10.0%	8.1%	6.6%	7.2%	6.0%	5.4%	5.9%	5.2%	5.7%	6.6%	4.1%	2.9%	1.3%	1.1%	1.7%	100.0%

【新規相談件数 相談方法別】

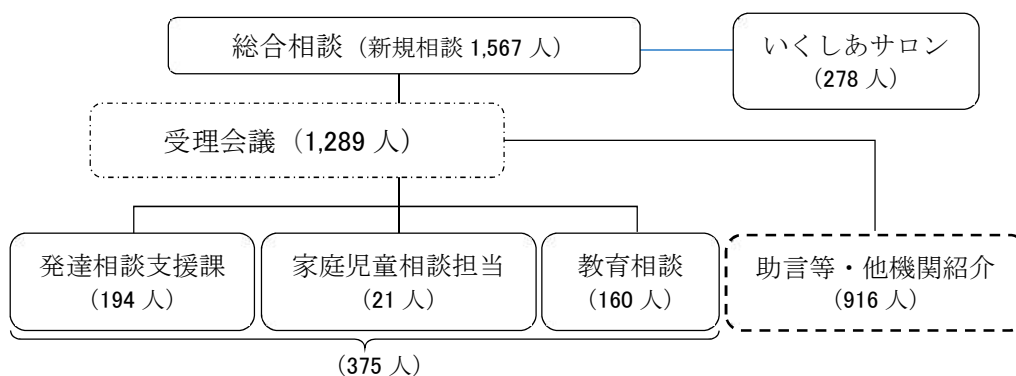
(令和4年度)

相談方法	新規				継続				
	電話	来所	メール等	合計	電話	来所	メール等	他課調整	合計
合計	1,168	339	60	1,567	1,669	1,616	189	1,032	4,506
割合	74.5%	21.6%	3.8%	100.0%	37.0%	35.9%	4.2%	22.9%	100.0%

(令和3年度)

相談方法	新規				継続				
	電話	来所	メール等	合計	電話	来所	メール等	他課調整	合計
合計	1,295	283	25	1,603	1,425	934	50	1,109	3,518
割合	80.8%	17.7%	1.6%	100.0%	40.5%	26.5%	1.4%	31.5%	100.0%

【新規相談に係るいくしあ内連携状況】



令和4年度、総合相談で受け付けた新規相談 1,567 人のうち、相談は 1,289 人 (82.3%)、サロン利用は 278 人 (17.7%) となっている。相談 1,289 人のうち、いくしあ内での連携支援を行った件数は 375 人 (29.1%) で、助言や指導、他機関を紹介したケースが 916 人 (71.1%) となっている。(※2 件は重複して連携)

(3) サロン利用件数

サロンでは、相談員が子どもとの遊びを通じて、子どもへの関わり方のアドバイス、保護者の困りごとや悩みを聞いている。

【月別、実人数・延べ人数別 (子どものみ)】

(令和4年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人数	49	37	52	56	61	53	48	68	62	80	85	110	761
延べ人数	84	67	117	114	138	142	183	120	157	194	208	251	1,775

(令和3年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実人数	42	43	33	41	34	41	49	51	43	46	43	61	527
延べ人数	78	57	72	83	48	66	77	95	98	111	108	134	1,027

(4) 読み聞かせ会実績

(令和4年度)

- 令和4年8月29日 夏の読み聞かせ会 (6組8人参加)
- 令和4年8月30日 夏の読み聞かせ会 (4組5人参加)
- 令和4年12月23日 AM クリスマス読み聞かせ会 (8組9人参加)
- 令和4年12月23日 PM クリスマス読み聞かせ会 (4組5人参加)
- 令和5年3月3日 ひな祭り読み聞かせ会 (7組8人参加)

(令和3年度)

- 令和3年12月20日 クリスマス会 (4組8人参加)
- 令和3年12月21日 クリスマス会 (4組9人参加)
- 令和4年3月3日 ひなまつり会(新型コロナウイルス感染防止のため中止)

【課題 (総合相談)】

○継続的な相談内容の分析

- ・年度ごとに総合相談で対応した新規相談について「相談人数」「相談内容」等を分析し、その内容をいくしあ内で情報共有することで、各課における支援の課題や今後の対応について検討する機会としたが、あくまで総合相談で対応した新規相談の対応の分析であり、いくしあ内の支援全体の分析にまでは至っていない。
- ・令和元年10月のいくしあ開設後、初めて総合相談における新規相談人数が減少した。令和2年度、令和3年度は新型コロナ感染対策による日常生活への影響が大きかったと思われるため、令和4年度の新規相談件数減少の理由が新型コロナ感染対策による影響なのか、相談人数が高止まりとなっているのか、令和2年度以前の相談人数の推移の把握ができないこともあり、判断が難しい。

○総合相談の対応充実の取組

- ・いくしあ内連携支援に結び付けることができていないケースについては、できる限り総合相談の相談員にて継続的な対応を行い、いくしあ内連携支援に結びつけるようにしている。そのため総合相談での継続相談の対応も増加しているが、その成果や課題を把握するまでには至っていない。
- ・相談員が保持する資格や経験によって、相談内容に得意・不得意があることから、支援の標準化に向けたスキルアップが引き続き必要である。
- ・メール相談が増加傾向にあるが、相談員はメール相談に対する専門性をもっているわけではなく、限られた情報による対応に向けてメール相談に対するスキルアップが必要である。

○いくしあ内各課との連携

- ・いくしあ内連携支援を強化するために、いくしあ内各課代表が集まり、支援方法について協議を行う「いくしあ内支援会議」を開催することで、いくしあ内の連携支援の強化を図ったが、支援の進捗管理にまでは至っていない。

○サロン運営について

- ・サロン利用者が増加しているが、親子の安全のために、3組程度の利用としているため、利用希望者が重なるときには、利用をお断りせざるを得ない状況にある。
- ・サロン利用者の増加に伴い、通常の相談対応とサロン対応の両立が難しくなっている。

【今後の取組（総合相談）】

○継続的な相談内容の分析

- ・継続して総合相談における新規相談内容を分析し、いくしあ全体で共有し、新たな課題への対応検討など支援の充実に取り組む。
- ・また、いくしあ内の支援全体の分析に向けて、いくしあ全体の新規相談人数の把握に取り組んでいくものとし、そのなかで新規相談人数の推移についても分析を進める。

○総合相談の充実の取組

- ・専門家による定期的なスーパーバイズを受けることで、相談員間で相談対応を行うにあたっての課題・問題を共有しながら、どの相談員でもある一定の相談対応ができるように相談員の支援の標準化を目指していく。また、外部研修等の積極的な受講に取り組むことで、更なる相談対応のスキルアップに努める。
- ・相談対応のマニュアルの更新を随時行い、相談対応の際の留意点を相談員間で共有し、新しい情報の更新を行っていく。

○いくしあ内各課との連携

- ・いくしあ内連携支援を強化するために、いくしあ内各課代表が集まり、支援方法について協議を行う「いくしあ内支援会議」で検討を行ったケースについては、適切な支援の開始を確認するまで進捗管理を行うことで、支援の充実に取り組む。

○サロン運営について

- ・初めてサロンを利用される方に、サロンの利用方法に係る用紙を手渡ししながら、利用ルールについて丁寧な説明を行う。その際、サロン利用が重なる時には、お断りすることもある旨を事前にお伝えしながら理解を求めることで、トラブルが起きないように努める。
- ・多くの方にご利用いただけるように、1回の利用を1時間程度とし、利用をお待ちいただく際にも、ある程度の待ち時間の見込みをお伝えできるように対応を行う。
- ・発達相談支援担当の保育士の協力により、サロン利用者の増加への対応を図るものとする。

<子どもと家族の状況>

父・母・本児・妹の4人世帯。本児1歳6か月乳幼児健診で発達に係る指摘を受け、継続的に保健指導を受けており、療育の利用を開始している。

<いくしあの関わり>

地域保健課の保健師の紹介で、母と本児が初めてサロンを利用される。その際から、発語が少なく、切り替えが難しい等があり、また、母も子育てに疲れた様子が見られたため、サロン利用時には母子の様子に留意しながら対応を心がけていた。

母の様子がいつも以上にしんどそうであったため、別室で相談対応。その後、地域保健課と連携しながら、サロン、相談対応を継続していった。

<成果：子どもと家族の変化>

サロン利用時の母は、本児の対応に苦慮されている様子が見受けられたが、相談員に弱音を見せる様子はなかった。しかしながら、母の疲れた様子は明らかで、精神状況も不安定なところがあるように見受けられたため、地域保健課と連携しながら、いくしあのサロンでは、母子が楽しく過ごせる場としての提供を心がけ、タイミングをみて相談対応に切り替えていった。

母としても、安心して子どもを遊ばせることができる場としてサロンを頻繁に利用するなか、保健師の協力を得ながら療育利用にもつながった。

その後も、時間がある時にはサロンの利用を継続しており、本児も少しずつ切り替えが上手になっていくなど、本児の成長を実感することで、母の様子も以前に比べると精神的にも落ち着いてきている状況にある。

4 家庭児童相談・児童虐待予防のための取組

(1) 概要

こども相談支援課では、児童ケースワーカーが、課題を抱える子どもやその保護者に対して、児童虐待の予防と子どもの健全育成を目的とし、相談援助、アウトリーチ、地域資源のコーディネートなどのケースワークの手法を用いて、子どもや保護者に伴走しながら支援を行う役割を担っている。

また、子どもの育ち支援センター「いくしあ」内の他の専門職や南北保健福祉センター等の関係機関と連携を行うために必要な調整を行い、適切な支援に結びつける。

こども相談支援課は、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担い、虐待予防の観点から、ハイリスク家庭の情報を集約し、調査・アセスメントを実施し、支援ネットワークの構築を目指す。

(2) 家庭児童相談における相談種別内訳（新規対応件数）

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
R4年度	1,258	103	8	1	0	45	0	10	105	12	16	643	168	52	150	87	2,658
R3年度	1,485	100	7	0	1	42	1	10	68	11	7	712	150	60	136	110	2,900

(3) 子育て家庭ショートステイ事業

保護者が疾病等の社会的な事由によって、子どもの養育が一時的に困難となった場合、若しくは、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護することにより、子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

【事業実績（利用件数）】

	申請理由				
	疾病	家庭理由	育児疲れ	その他	合計
R4年度	3	2	38	11	54
R3年度	4	2	26	4	36

(4) 要保護・要支援児童等見守り強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する食材等の提供などの支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援に繋げることができる体制を強化することを目的に、子育て支援について豊富な経験を持つ民間事業者のノウハウを活用し、世帯の状況把握、食糧支援、子どもの居場所の提供を行い、児童ケースワ

一カーと密に連携して、子どもとその世帯の支援を実施する。

令和4年度の委託先：NPO 法人やんちゃんこ、(一社) ポノポノプレイス

【事業実績】

		事業利用	食品配送利用	居場所利用
R4 年度	世帯数	71	58	29
	児童数	141	117	40
R3 年度	世帯数	97	96	44
	児童数	207	204	66

(5) 児童虐待再発防止モデル事業

児童虐待の未然防止や重篤化を防ぐため、虐待に至ってしまった子育てに悩む保護者を対象に、セルフケアと問題解決力の回復を促すプログラム（MYTREE ペアレンツプログラム）を実施するほか、日常的な見守り支援を実施する。令和2年度からモデル事業として事業実施し、その効果等について検証を行う。

令和4年度の委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会

① 事業参加者数

令和4年度 5名

令和3年度 9名

② プログラム内容

事前面接	令和4年8月2日、3日
セッション1回目～6回目	令和4年9月6日～令和4年10月11日
中間面接	令和4年10月18日
セッション7回目～13回目	令和4年10月25日～令和4年12月6日
終了面接	令和4年12月13日
同窓会（3ヵ月後）	令和5年3月7日
同窓会（6ヵ月後）	令和5年6月6日

③ 参加者の変化

- ・イライラしたり、子どもとやり合ったりすることもあるが、子どもに謝ったり、他の方法を考えてやり直せるようになってきている。
- ・MYTREE ペアレンツプログラムの目的は「セルフケアと問題解決力をつけることによって暴力をストップする」ことにある。自分自身の時間を持ち気持ちにゆとりを持つこと（セルフケア）、家族や他人の力を借りるために自分の気持ちを話すこと、相手の気持ちを聴くこと（問題解決力）がしっかり日常生活に根付いており、そのことが暴力ストップに繋がっていると考えられる。

- ・子どもとの関係は良くなっているとほとんどの参加者が語った。このように、委託事業者からは個々の参加者の意識の変化が見られ、プログラムの効果が現れていたとの報告を受けている。

④ 事業報告会

事業に参加した対象者の意識の変化や本事業の効果等について理解と知識を深めるため、委託事業者による事業報告会を行った。事業報告会は2部制とし、第1部は令和4年度の実施結果についての報告、第2部は「対人援助職に活かせるスキルについて」をテーマに講義を行った。本事業のことをよく知ってもらうため、対人援助職を中心に要保護児童対策地域協議会構成機関のうち実務担当者を受講対象者に含め、会場とオンラインのハイブリッドで実施し、多くの方に受講いただくことができた。また、プログラム終了後も必要な支援や見守りが継続できるよう、事業報告会后にプログラム実践者と児童ケースワーカーで個別ケースの引継ぎを兼ねた情報共有の機会を設けた。

開催日時：令和5年3月14日

受講者：35名

(6) 要保護・要支援児童等心理的ケア事業

要保護・要支援児童のうち、特に問題行動の強い子どもやその保護者等に対して、令和4年度より雇用される児童専門の心理士の専門性を生かし、心理教育・心理治療のための心理的ケアプログラムを実施し、被虐待児の心のケアや親の行動変容につなげる。

具体的には、対象児童に対しては、課題に合わせた認知行動療法をベースとした短期実施のプログラムの作成とともに支援を実施し、保護者に対しては、ペアレントトレーニング等の手法を用いた短期実施のプログラムの作成とともに支援を実施する。

【事業実績】（令和4年度から実施）

	支援した児童数	来所面談数	訪問面談数	発達検査実施数	プログラム実施数
令和4年度	23人	93回	84回	5回	10回

(7) いくしあぱんとりー

生活に困窮する要保護・要支援児童等に対して、寄付で賄われる支援物品（食料品や衛生用品（生理用品、紙おむつ、おしりふき等）、子ども用衣類等）を児童ケースワーカーが直接支援する。

令和4年度の支援実績：121世帯

令和3年度の支援実績：90世帯

5 要保護児童対策地域協議会運営事業

(1) 尼崎市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子ども、非行、不登校などの要保護児童や保護者の支援が必要な要支援児童、特定妊婦の早期発見と早期対応など適切な支援を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、関係機関等により構成される尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置している。要保護児童対策地域協議会では、関係機関が要保護児童等の情報を共有し、支援の協議と役割分担を行うことで適切な支援等に繋いでいくものとする。

こども相談支援課は、尼崎市要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）を担っており、要保護児童対策地域協議会に関する事務を総括している。また、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し進行管理を行うとともに、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

① 構成機関（令和 4 年 4 月 1 日現在）

尼崎市	尼崎市以外
子どもの育ち支援センターこども相談支援課	兵庫県尼崎こども家庭センター
子どもの育ち支援センターいくしあ推進課	兵庫県尼崎南警察署生活安全課
こども青少年部こども青少年課	兵庫県尼崎東警察署生活安全課
こども青少年部こどもの人権擁護担当	兵庫県尼崎北警察署生活安全課
こども福祉課	兵庫県警察本部少年育成課尼崎少年サポートセンター
保育児童部保育管理課	兵庫県立尼崎総合医療センター
保育児童部こども入所支援担当	兵庫県阪神南県民センター
保育児童部保育運営課	尼崎市立幼稚園長会
保育児童部児童課	尼崎市立小学校長会
北部保健福祉センター北部保健福祉管理課	尼崎市立中学校長会
北部保健福祉センター北部福祉相談支援課	尼崎市立高等学校長会
北部保健福祉センター北部障害者支援課	尼崎市民生児童委員協議会連合会
北部保健福祉センター北部地域保健課	社会福祉法人神戸婦人同情会子供の家
南部保健福祉センター南部保健福祉管理課	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
南部保健福祉センター南部福祉相談支援課	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
南部保健福祉センター南部障害者支援課	尼崎市法人保育園会
南部保健福祉センター南部地域保健課	尼崎市子育てサークル実行委員会
健康増進担当健康増進課	一般社団法人尼崎市医師会
保健部疾病対策課	尼崎市私立幼稚園連合会
協働部ダイバーシティ推進課	神戸地方法務局尼崎支局
学校教育部こども教育支援課	尼崎人権擁護委員協議会
学校教育部いじめ防止生徒指導担当	兵庫県弁護士会阪神支部
学校教育部学事企画課	
社会教育部社会教育課	
消防局救急課	

② 調整機関

こども相談支援課

③ 事業実績

【会議回数】

- 代表者会議 年1回開催
- 実務者会議 14回開催
- 個別ケース会議 随時開催（令和4年度250回開催）

【要保護児童の状況】

◇相談種別（人数）

	虐待	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計
令和4年度	3,604	24	0	3	5	14	88	3,738
令和3年度	3,212	23	0	1	2	13	50	3,301

◇虐待種別（人数）

	身体		ネグレクト		心理的		性的		合計
令和4年度	492	13.7%	2,341	65.0%	766	21.3%	5	0.1%	3,604
令和3年度	383	11.9%	2,237	69.6%	588	18.3%	4	0.1%	3,212

◇主たる虐待者（人数）

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他	合計	
令和4年度	732	20.3%	28	0.8%	2,800	77.7%	7	0.2%	37	1.0%	3,604
令和3年度	628	19.6%	22	0.7%	2,514	78.3%	5	0.2%	43	1.3%	3,212

◇被虐待児年齢（人数）

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生等	合計					
令和4年度	740	20.5%	652	18.1%	1,237	34.3%	636	17.6%	339	9.4%	3,604
令和3年度	536	16.7%	775	24.1%	1,060	33.0%	540	16.8%	301	9.4%	3,212

【課題（家庭児童相談・児童虐待予防のための取組及び要保護児童対策地域協議会運営事業）】

- ・児童ケースワーカーが地域資源と協働して児童虐待防止を進める中で、支援の担い手となる地域資源の確保が不十分である。
- ・要保護児童等の増加に伴って支援業務が増大する中、要保護児童対策地域協議会の運営をより効率的なものとする必要がある。また、いくしあと南北保健福祉センターに配置する児童ケースワーカーとの情報共有や協議等が即時に行えないことが支援業務の効率を下げている。

【今後の取組(家庭児童相談・児童虐待予防のための取組及び要保護児童対策地域協議会運営事業)】

- ・事業委託している事業者と児童ケースワーカーが支援情報を共有しながら、協働した支援を推進していく。また、支援の担い手となる地域資源の開拓・確保に向けて検討を進める。
- ・要保護児童対策地域協議会の運営改善によって支援に注力できるしくみを検討するほか、ICT 機器の導入や南北保健福祉センターサテライトの体制整備等 3 拠点間の業務効率化を検討する。
- ・児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けて、いくしあ・南北保健福祉センターが持つ機能を基に、切れ目ない支援体制の整備を進める。

【支援や連携の事例】

＜子どもと家族の状況＞

父、母、長男（小学5年生）、二男（3歳）、三男（0歳）の5人世帯。父からの暴力により長男が一時保護されたことから、要保護児童対策地域協議会の対象世帯として関係機関と情報を共有していた。長男の一時保護解除後、児童相談所からの引継ぎを受けて児童ケースワーカーが支援に入ることとなった。

＜いくしあの関わり＞

児童ケースワーカーが発達特性のある長男の療育手帳取得や障害サービス利用手続き、特別支援学級への入級の支援を行ったほか、母が三男の妊娠中に体調不良で食事の用意が困難になった際は、児童ケースワーカーが『いくしあぱんとりー』を活用して家庭への支援を行い、関係の構築を図った。また、長男の居場所支援として『要保護・要支援児童等見守り強化事業』を利用し始めたことにより、事業委託先のNPO法人の支援員が定期的に世帯に関わるようにしたほか、主任児童委員にも協力を仰ぎ、地域の中で世帯を見守れる体制を構築した。

その後、NPO法人の支援員が直接長男から話を聞く機会が増えるなかで、長男が家の掃除を任されていること、弟たちのおむつ替え等の世話をしなければならないこと、父母がよく喧嘩していてしんどい思いをしていること等、長男から相談を受けるようになった。そのため、家庭の状況については要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で関係機関に共有しながら、『ヤングケアラー等世帯訪問支援事業』を活用し、家事支援・育児支援の提供により、長男の負担軽減を図ることになった。

＜成果、今後の見通し＞

多くの課題を抱えた世帯であるが、児童ケースワーカーが世帯の見守り体制を構築するために様々な事業を活用し、地域資源を巻き込んで支援にあたることができた。今後はヤングケアラー当事者の居場所である『ヤングケアラーピアサポート事業』（こども青少年課による事業）に長男を繋げることも検討している。引き続き要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用しながら、児童ケースワーカーが中核となって世帯に必要な支援を検討し、世帯に寄り添った支援を行っていく。

6 発達相談支援

(1) 概要

発達に関する課題を抱える親子への個別的支援と、その子どもたちを取り巻く親へのグループ支援のほか、保育士や学校教員など支援者への支援を行っている。

個別的支援では、発達や行動で気になることや困りごとを抱える子どもとその保護者の相談に対応し、必要に応じて発達検査や診察を通じて子どもへの理解を深め、必要な支援につなげている。

また、親へのグループ支援としては、ペアレントトレーニングや子ども支援教室、グループOT（作業療法）を実施し、支援者への支援としては、保育施設や学校等へ専門職を派遣し、対象児童の観察を通じて、子どもの発達や特性に応じた支援方法についての提案や子どもとの関わり方等についてアドバイス等を実施している。

(2) 発達相談

① 専門職による相談（件数）

（令和4年度）

	心理相談	OT相談	グループ OT	ST相談	保健師 相談	合計	割合
就学前	40	50	43	146	8	287	54.4%
小1-3	40	59	21	43	14	177	33.5%
小4-6	22	16	0	1	12	51	9.7%
中1-3	4	2	0	0	5	11	2.1%
高1-3	1	0	0	0	1	2	0.4%
合計	107	127	64	190	40	528	100.0%

（令和3年度）

	心理相談	OT相談	グループ OT	ST相談	保健師 相談	合計	割合
就学前	73	56	35	161	15	340	56.2%
小1-3	64	72	14	26	6	182	30.1%
小4-6	25	23	0	7	6	61	10.1%
中1-3	20	0	0	1	1	22	3.6%
高1-3	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	182	151	49	195	28	605	100.0%

※OT相談：作業療法士による相談 ST相談：言語聴覚士による相談

② 診察件数

【診察件数(月別・初診継続終診別)】

(令和4年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診	5	15	11	17	16	20	16	8	15	14	12	16	165
継続	4	14	20	27	18	18	24	19	20	18	15	13	210
合計	9	29	31	44	34	38	40	27	35	32	27	29	375

(令和3年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診	8	16	23	16	18	19	15	13	18	17	10	3	176
継続	19	23	32	30	19	21	22	23	16	17	9	21	252
合計	27	39	55	46	37	40	37	36	34	34	19	24	428

【診断名別】(重複あり)

(令和4年度)

	自閉 スペクトラム症	ADHD	知的発達症	限局性学習症
就学前	33	31	20	0
小1-3	37	50	36	1
小4-6	13	17	12	2
中1-3	10	13	11	1
高1-3	1	1	0	0
合計	94	112	79	4

(令和3年度)

	自閉 スペクトラム症	ADHD	知的発達症	限局性学習症
就学前	37	28	28	1
小1-3	34	37	18	5
小4-6	13	18	10	1
中1-3	9	12	9	0
高1-3	0	0	0	0
合計	93	95	65	7

(3) グループOT(作業療法)

発達相談を実施した子どもの中で、感覚情報の処理が上手くできず、療育機関等を利用していない子どもを対象に、感覚統合室でのダイナミックな遊びを通し、体の動かし方を学ぶよう支援している。また、保護者には感覚の特性を踏まえた関わり方や支援の方法を伝えている。

(令和4年度)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加人数	0人	7人	6人	6人	0人	6人	10人	5人	11人	3人	5人	5人	64人

(令和3年度)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
参加人数	0人	4人	5人	8人	0人	0人	6人	3人	6人	5人	5人	7人	49人

(4) 親へのグループ支援

①ペアレントトレーニング(「あまっこいきいき講座」)

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前の子どもの保護者を対象に、子どもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、子どもの理解を深めることを支援する。

(令和4年度)

実施日	後期：令和4年10月13日～12月22日 1クール6回(月2回) *フォローアップ講座も1回実施。
参加者	8人 ※コロナウイルス感染拡大防止のため、前期は中止。

(令和3年度)

実施日	前期：令和3年5月20日～8月5日 1クール6回(月2回) *フォローアップ講座も1回実施。
参加者	3人 ※コロナウイルス感染拡大防止のため、後期は中止。

②子育てセミナー

子育てに困っていたり、子どもの発達が気になっている小学生の保護者を対象に、子どもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、子どもの理解を深めることを支援する。

(令和4年度)

	実施日	内 容	参加者
第1回	9月8日	親子でポジティブなやりとりを増やそう ～上手なほめ方・しかり方～	7人
第2回	9月15日	スモールステップで支える子どもの“できる” ～援助の段階と指示の出し方～	7人
第3回	9月22日	行動によってかかわりを変えよう ～ほめる・教える・相談する・また今後～	7人

(令和3年度)

	実施日	内 容	参加者
第1回	9月1日	親子でHAPPYコミュニケーション ～上手なほめ方・叱り方～	5人
第2回	9月8日	スモールステップで支える子どもの“できる” ～援助の段階と指示の出し方～	10人
第3回	9月29日	親子でTRY セルフコントロール ～自分で自分をほめられるルール作り～	4人

③ 子ども支援教室

発達が心配な子どもや発達相談を受けた4・5歳児を対象に、「遊び」を通して身体の使い方や、集団生活上での得意なことや不得意なところを専門職と観察し共有することで、保護者が子どもの理解を深めることを支援する。

(令和4年度)

クール	上半期 7月～8月	下半期 11月～2月
対象・定員	年長児 10人	年中児 10人
参加者	5人 法人保育園1人、公立保育所1人、 私立幼稚園3人	6人 法人保育園1人、 私立幼稚園3人、公立幼稚園2人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援（普段の子どもの様子、主訴の聞き取り）1回 ・集団支援（短時間保育、集団での子どもの様子の見学）2回 ・フィードバック1回 	

(令和3年度)

クール	上半期 9月～11月	下半期 11月～2月
対象・定員	年長児 10人	年中児 10人
参加者	7人 法人保育園1人、公立保育所2人、 私立幼稚園4人	6人 法人保育園1人、公立保育所2人、 私立幼稚園3人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援（普段の子どもの様子、主訴の聞き取り）1回 ・集団支援（短時間保育、集団での子どもの様子の見学）2回 ・フィードバック1回 	

(5) 支援者のための支援事業

① 施設支援事業

各施設等の職員が子どもの対応に困難さを感じている場合に、専門職が施設を訪問し、子どもへの関わり方の助言等を行う。

(令和4年度)

施設	公・私	訪問回数 (回)	対象児童数 (人)	いくしあへ 繋がった児童数 (人)	いくしあへ 繋がった割合
保育所 ・ 園	公立	3	5	0	0.0%
	法人	20	32	4	12.5%
	計	23	37	4	10.8%
幼稚園	公立	1	1	0	0.0%
	私立	7	13	4	30.8%
	計	8	14	4	28.6%
小学校	市立	5	6	1	16.7%
中学校	市立	1	2	1	50.0%
総計		37	59	10	16.9%

(令和3年度)

施設	公・私	訪問回数 (回)	対象児童数 (人)	いくしあへ 繋がった児童数 (人)	いくしあへ 繋がった割合
保育所 ・ 園	市立	5	12	1	8.3%
	法人	14	31	3	9.7%
	計	19	43	4	9.3%
幼稚園	市立	1	1	1	100.0%
	私立	6	12	3	25.0%
	計	7	13	4	30.8%
小学校	市立	16	32	1	3.1%
中学校	市立	1	1	1	100.0%
総計		43	89	10	11.2%

② ティーチーズトレーニング

子どもの対応に困難さを感じている小中学校教員や保育施設等の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について応用行動分析学による具体的な対処方法を提供し、改善の一助となることを目的とした講座を実施している。

(令和4年度)

実施回数	1クール(6回連続実施)
実施時期	令和4年8月～11月
受講人数	10人(内訳 中学校 1人、小学校 1人、保育士 8人)
講師	NPO法人ラヴィータ研究所 理事長 米田 和子氏(特別支援教育士SV)

(令和3年度)

実施回数	1クール(zoomにて6回連続実施)
実施時期	令和3年9月～11月
受講人数	7人(内訳 小学校 2人、保育士 5人)
講師	NPO法人ラヴィータ研究所 理事長 米田 和子氏(特別支援教育士SV)

③ 支援者への研修

(平成4年度)

実施日時	令和4年7月1日(金)
対象者・人数	教育委員会 学校給食課
内容	講義「食と子どもの発達」

実施日時	令和4年9月14日(水)
対象者・人数	幼稚園教頭会 11人
内容	講義「未就園児から就学前までの発達段階と家庭での取り組み」 (北部地域保健課と共同実施)

実施日時	令和4年11月15日(火)、21日(月)
対象者・人数	児童課 児童ホーム職員研修 104人
内容	講義「発達障害の基礎知識」

実施日時	令和5年3月15日(水)
対象者	教育委員会 学校教員 不登校担当職員
内 容	講義「発達課題と子どもの支援について」

(平成3年度)

実施日時	令和3年11月25日(木)
対象者・人数	公立保育所 保育士 24人
内 容	講義とグループワーク「子どものやりづらさを考えてみる」 ～幼稚園・保育園等と連携事例を含めたいくしあでの取組～

実施日時	令和4年3月1日(火)
対象者・人数	民生児童委員 82人
内 容	講義「発達障害の基礎知識」

(6) 課題解決のための連携施策

① 保健との連携

幼少期から切れ目なく発達相談ができるよう、関係課と協議し課題を洗い出す中で、支援につながっていない子に支援を届けることができるよう役割を整理しながら支援の充実を図ることを目的に、協議を行った。

そのためには、現在の支援体制を十分に機能させていくことが重要であることから、支援が必要な子どもについて関係機関内で情報共有しながら支援を進めるなかで、各機関の役割や実施事業について定期的に協議し、どこで相談を受けても必要なサービスや支援につなげられるネットワークを構築するために「就学前後にかかる発達支援推進会議」を立ち上げ支援関係者の連携を強化することとした。

② 教育委員会との連携

市内41校の小学校で行われている就学時健診の児童面接内容を統一することを目的に、令和2年度から教育委員会の保健体育課・特別支援教育担当と共同で児童面接マニュアルを作成し、研修等を実施している。初年度となる令和2年度は推奨方法である集団面接を8割の学校で取り入れ、令和3・4年度は9割まで上昇した。

さらに令和4年度は、児童面接において支援が必要であると思われた児童について、在籍園での様子を情報収集するモデル校を3校選定し、在籍園からの情報収集も実施した。

③ 尼崎市医師会 小児科医会との連携

令和5年3月23日に尼崎市小児科医会に対し、令和4年度の事業報告を行った。

【課題（発達相談支援）】

- ・専門職による相談や診察後、所属先でも子どもに合った支援が受けられるよう所属先と連携をしているが、学校での学習の支援についての助言を求められた場合に、医療職や専門職からの側面からの助言担当内に学校教員がいないため教材などの具体的な提案が難しい。

【今後の取組（発達相談支援）】

- ・学校現場での具体的な助言が必要な場合には、カンファレンスのときに担任だけでなく特別支援コーディネーター、教育委員会特別支援教育担当職員も同席のもと学校現場での具体的な支援が展開できるよう取組を行う。

【支援や連携の事例】

<子どもと家庭の状況>

父、母、本児（小学3年生）、弟（年中児）

<いくしあの関わり>

本児は学校で友達とのトラブルが絶えず、かっとなるとすぐに友達に対して手を出してしまうとのことで、母も本児に対して育児のしんどさを抱えており、本児に手が出ることがあった。家庭児童相談を行う中で、本児の幼少期からこだわりや感覚の過敏さなどがあり、診察の希望がなされたことから、いくしあ内で連携を図りながら診察を実施した。診察の結果、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、軽度知的障害の診断となり、本児への個別的な関わりや環境調整が必要であったため、保護者に自宅だけでなく学校における配慮や支援について助言したところ、保護者も学校との連携を希望した。

そのため、いくしあの児童ケースワーカーと発達相談支援担当職員が小学校でカンファレンスを行い、本児の特性やそれに応じた対応の工夫、今後の支援の方向性について小学校を含めて協議し、その内容を全員で共有した。

<成果>

友達とのトラブルはまだあるものの、本児の困りごとについては、引き続き児童ケースワーカーが相談支援を行うとともに、小学校においても本児に合った対応を行っており、その後、放課後デイサービスの利用にもつなげることができた。

7 教育相談・不登校の児童生徒支援

(1) 概要

教育相談においては、市内在住、在学の4歳から18歳（幼稚園・保育所から高校生）までの子どもに関する相談を、児童生徒や保護者、学校・園を対象に、教育相談カウンセラーによる電話相談、面接相談を行い、必要に応じて心療内科医・精神科医による医療カウンセリングを行っている。

(2) 具体的な取組内容と課題

① カウンセラーによる教育相談

【目的】6名の教育相談カウンセラーが、市内在住、在学の4歳から18歳（幼稚園・保育所から高校生）までの子ども・保護者・家族・教職員等を対象に、いじめや不登校といった学校に関する悩みに対して、学校や関係機関と連携しながら適切な支援を行う。

【方法】 ・電話相談 ・面接相談 ・発達検査等 ・学校訪問

(令和4年度)

相談種別	電話	面接	総計	
いじめ	1	0	1	0.0%
不登校	340	1,337	1,677	49.0%
学業・進路	61	179	240	7.0%
友人関係	14	62	76	2.2%
家庭・子育て	113	419	532	15.6%
心身の健康	73	301	374	10.9%
発達障害	138	269	407	11.9%
非行・不良	3	6	9	0.3%
暴力行為	2	17	19	0.6%
虐待	2	22	24	0.7%
体罰	0	0	0	0.0%
学校と教職員	29	33	62	1.8%
その他	0	0	0	0.0%
計	776	2,645	3,421	

(令和3年度)

相談種別	電話	面接	総計	
いじめ	1	14	15	0.4%
不登校	395	1,313	1,708	44.1%
学業・進路	86	154	240	6.2%
友人関係	43	122	165	4.3%
家庭・子育て	124	446	570	14.7%
心身の健康	123	347	470	12.1%
発達障害	175	449	624	16.1%
非行・不良	3	22	25	0.6%
暴力行為	2	12	14	0.4%
虐待	0	13	13	0.3%
体罰	0	0	0	0.0%
学校と教職員	12	10	22	0.6%
その他	4	2	6	0.2%
計	968	2,904	3,872	

② スクールソーシャルワーカーによる学校支援

【目的】9名のスクールソーシャルワーカーが、教育委員会が所管する学校・園に所属する園児児童生徒及びその保護者を対象に、家庭内での虐待や貧困、学校でのいじめ、不登校といった問題の相談に乗り、情報を集めて状況を把握した上で、児童生徒の家族や友人、学校、地域などに働きかけることで状況の改善を行う。

【方法】 ・教室や学校、家庭を訪問し、子どもや保護者の相談をきく。
・同行支援（関係機関への付き添い等）

- ・教職員に対するコンサルテーション
- ・学校内会議への参加

スクールソーシャルワーカーへの相談内容及び相談件数（単位：件）

	R4		R3	
	件数	割合	件数	割合
不登校	338	21.4%	285	25.9%
いじめ	70	4.4%	42	3.8%
友人・教職員等の問題	81	5.1%	52	4.7%
虐待	147	9.3%	87	7.9%
ヤングケアラー※	57	3.6%		
貧困問題	44	2.8%	24	2.2%
家庭環境の問題	393	24.9%	303	27.6%
心身の健康・保健	93	5.9%	59	5.4%
発達障害	330	20.9%	220	20.0%
その他	23	1.5%	27	2.5%
合計	1,576		1,099	

※令和4年度より統計をとっている。

③ SNS を利用した相談

【目的】 SNS カウンセラーおよび教育委員会指導主事が、市内中学校 17 校、高等学校 3 校に在籍する生徒に対して、生徒にとって身近なスマートフォンやタブレット端末から匿名で相談できる環境を構築し、早期の SOS 発信を促していく。

【方法】・匿名報告アプリ『STANDBY』（R3 年度までの「STOP it」から名称を変更）

匿名報告アプリ『STANDBY』の登録件数（下段 登録率）および相談件数

	市立中学校			市立高等学校		
	在籍生徒数	登録件数	相談件数	在籍生徒数	登録件数	相談件数
R 4	9,616 人	184 人 (1.9%)	552 件	2,207 人	651 人 (29.5%)	165 件
R 3	9,427 人	360 人 (3.8%)	356 件	2,289 人	647 人 (28.3%)	13 件

※在籍生徒数は各年度の4月1日現在

④ こども自立支援、ハートフルフレンドによる不登校児童生徒支援

【目的】 12 名のこども自立支援員（元教員）及びハートフルフレンド（社会人・学生ボランティア）が、学校に登校しにくい、登校できない児童生徒に対して、個々の状況に応じて伴走的に支援を行い、児童生徒の社会的自立につなげる。

【方法】・家庭、学校訪問

- ・校内別室における学習サポート
- ・学習支援室「サテライト教室」における学習サポート
- ・教育支援室「ほっとすてっぷ」における学習サポート

こども自立支援員、ハートフルフレンドが支援する不登校児童生徒の割合

	R4	R3
尼崎市における不登校児童生徒数	1,352 人	1,027 人
こども自立支援員、ハートフルフレンドが支援する 不登校児童生徒数・割合	235 人 (17.4%)	220 人 (21.4%)

⑤ 学校以外の学びの場の充実

【目的】 不登校にある児童生徒を対象に、学校以外の学びの場及び居場所を整備し、そこで基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善等の指導や援助を行うことで、不登校児童生徒の社会的自立につなげる。

【方法】・教育支援室「ほっとすてっぷ」（市内3か所）の運営
・学習支援室「サテライト教室」（市内8か所）の運営

【課題（教育相談・不登校の児童生徒支援）】

- ・カウンセラーが行う教育相談での相談種別をみると、「不登校」にかかる相談数が最も多く、相談内容が年々多様化しているため、カウンセラーのスキルアップが必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーによる学校支援では、学校からの相談件数は年々増加しており、学校支援（相談対応）として一定の成果があげられている。しかし、相談内容は不登校、学校生活（友人関係・進路等）、家庭環境（虐待・貧困等）、発達の問題等、多岐に渡っている。学校の期待も大きいので、スーパーバイザー等による研修の充実によりスクールソーシャルワーカーのスキルアップが課題である。人数では、現在も対応は十分とは言えないことも課題としてあげられる。
- ・SNSを利用した相談では、匿名報告アプリ STANDBY による相談の内容は、友人関係、家庭環境、クラブ活動、学習、性別等、多岐に渡っており、今後、相談件数が増加した場合の対応が必要となってくる。その一方、アプリの登録件数が少ないことから、登録件数をさらに増やしていく必要がある。
- ・年々こども自立支援員やハートフルフレンドが支援を行う不登校児童生徒数は増えているものの、尼崎市における不登校児童生徒数が大きく増えているため、支援を行っている割合が低くなっている。
- ・不登校は様々な理由が時間経過とともに変化していくため、不登校児童生徒への支援を具体的・計画的・継続的に行う必要がある。

【今後の取組（教育相談・不登校の児童生徒支援）】

- ・カウンセラーが行う教育相談では、相談者の主訴解決に向けた具体的な提案につなげるため、研修によるスキルアップを図るとともに、カウンセラーのスーパーバイズを検討する。また、学校・各関係機関との役割分担の整理と情報共有を進めていく。
- ・スクールソーシャルワーカーによる学校支援では、引き続き、スクールソーシャルワーカーの人員確保に努めていくとともに、いくしあの合同研修等によるスクールソーシャルワーカーの役割の周知、他機関との連携による支援の充実、学校の教育相談体制と連携した支援を進めていく。また、来年度に向けてスクールソーシャルワーカーが1名増員されることから、主任と人材育成担当者を決めることで計画的に新任の育成にあたっていく。
- ・SNSを利用した相談では、本人に寄り添いながら、内容に応じた返信ができる専門的な知識を有したSNS相談員を増員するとともに登録件数向上に向けて、学校を通じて生徒及びその保護者への周知をより一層進めていく。
- ・不登校児童生徒数は今後も増加傾向が続くと考えられることから、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備を進めるとともに、不登校児童生徒のニーズに応じた支援の方向性について検討するため有識者会議を設置する。
- ・不登校児童生徒への支援を具体的・計画的・継続的に行う必要があるため、共有するシートを作成し、支援への活用を行う。

【支援と連携の事例】

<子どもと家族の状況>

- ・ 祖父母、本児（小学生）の3人家庭。
- ・ 祖母が様々な機関に相談している。

<いくしあの関わり>

本児は登校しぶりがあり、祖母に反抗的で祖父とも気が合わない。祖母も高齢であり、本児の養育に手に負えなくなっていた。

そうしたなか、学校からスクールソーシャルワーカーの派遣申請があったことから、学校といくしあ関係課でケース会議開催し、今後の支援について協議を行った。そのなかで、学校においては、本児が登校でき安心して過ごせるようにこまめに声をかけるとともに、本児の発言や行動などに留意することとし、いくしあにおいては、スクールソーシャルワーカーと児童ケースワーカーが連携しながら本児の居場所を検討するなど、役割分担を行いながら支援を進めることとした。

<成果>

本児と祖母の気持ちに寄り添いながら、担任や児童ケースワーカーが定期的に祖母と面談し、本児への接し方を一緒に考えていくことで、これまでのように祖母が登校渋りに対して強い口調で本児を咎めることがなくなり、本人の気持ちを理解しようと努めるようになった。

また、児童ケースワーカーが、本児を生涯学習プラザに誘ったり、以前に関わりがあった地域の支援機関につなぐなどの支援を行うなかで、少しずつではあるが、本児から支援者に困っていることを相談できるようになってきた。

その後も、スクールソーシャルワーカーのアセスメントを手がかりに、学校と関係機関が定期的にケースのモニタリングを行いながら、本児と家族への支援を継続している。

8 ひきこもりがちな青少年への支援

(1) ユース相談支援事業

中学3年生から概ね29歳までの、外へ出ることがしんどい状態（いわゆるひきこもり状態）やそれに近い状態にある、青少年及びそのご家族への支援を行う。市職員がインテークを行ったのち、継続的な支援が必要な場合は、委託先の専門相談員（社会福祉士、精神保健福祉士など）が自宅等に訪問し、相談に対応するほか、自宅以外での活動を行う支援や、家族交流会などを行う。

委託先：特定非営利活動法人 み・らいず2

① 支援開始件数及び委託先の支援回数の推移

- ・令和4年度において、26件の支援を開始し12件の支援を終了した。
- ・令和4年度末時点において、継続的な支援対象者は71名であった。
- ・令和4年度において、延べ2,142回委託先の支援を実施した。

(令和4年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支援開始件数	1	3	3	1	0	3	3	3	4	1	2	2	26
支援終了件数	3	0	2	1	2	3	0	0	0	0	0	1	12
継続支援件数	55	58	59	59	57	57	60	63	67	68	70	71	-
委託先の支援回数 (同ケース重複有)	96	117	119	143	144	151	201	195	191	250	235	300	2,142

(令和3年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支援開始件数	1	3	3	2	1	4	6	3	3	4	2	4	36
支援終了件数	2	0	0	2	0	0	1	1	1	0	4	1	12
継続支援件数	32	35	38	38	39	43	48	50	52	56	54	57	-
委託先の支援回数 (同ケース重複有)	76	53	51	65	98	118	114	141	128	120	128	140	1,232

② 支援対象者の性別と申請時年齢

- ・令和4年度末時点の支援対象者71名のうち、男性は45名、女性は26名であった。
- ・令和4年度末時点の支援対象者71名のうち、申請時年齢は中学生年齢が13名、高校生年齢が21名、19歳以上が37名であった。

(令和4年度)

申請時年齢	男性	女性	合計
中学生年齢	10名 (14.1%)	3名 (4.2%)	13名 (18.3%)
高校生年齢	14名 (19.7%)	7名 (9.9%)	21名 (29.6%)
19歳以上	21名 (29.6%)	16名 (22.5%)	37名 (52.1%)
合計	45名 (63.4%)	26名 (36.6%)	71名 (100.0%)

(令和3年度)

申請時年齢	男性	女性	合計
中学生年齢	8名 (14.0%)	2名 (3.5%)	10名 (17.5%)
高校生年齢	16名 (28.1%)	5名 (8.8%)	21名 (36.8%)
19歳以上	15名 (26.3%)	11名 (19.3%)	26名 (45.6%)
合計	39名 (68.4%)	18名 (31.6%)	57名 (100.0%)

③ 支援期間

【令和4年度末時点の支援終了対象者の支援期間】

- ・令和4年度末時点の支援終了対象者は34名であった。
- ・令和4年度末時点の支援終了対象者のうち、支援期間は以下のとおりであった。

(令和4年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	6名 (17.6%)
3か月～6か月未満	7名 (20.6%)
6か月～1年未満	10名 (29.4%)
1年～1年6か月未満	5名 (14.7%)
1年6か月～2年未満	6名 (17.6%)
2年以上	0名 (0.0%)
合計	34名 (100.0%)

(令和3年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	6名 (27.3%)
3か月～6か月未満	5名 (22.7%)
6か月～1年未満	5名 (22.7%)
1年～1年6か月未満	2名 (9.1%)
1年6か月～2年未満	4名 (18.2%)
2年以上	0名 (0.0%)
合計	22名 (100.00%)

【令和4年度末時点の支援継続対象者の支援期間】

- ・令和4年度末時点の支援継続対象者は71名であった。
- ・令和4年度末時点の支援継続対象者のうち、支援期間は以下のとおりであった。

(令和4年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	5名 (7.0%)
3か月～6か月未満	10名 (14.1%)
6か月～1年未満	10名 (14.1%)
1年～1年6か月未満	16名 (22.5%)
1年6か月～2年未満	9名 (12.7%)
2年～2年6か月未満	11名 (15.5%)
2年6か月～3年未満	6名 (8.5%)
3年～3年6か月未満	4名 (5.6%)
合計	71名 (100.0%)

(令和3年度)

支援期間	対象者
0日～3か月未満	10名 (17.5%)
3か月～6か月未満	11名 (19.3%)
6か月～1年未満	13名 (22.8%)
1年～1年6か月未満	12名 (21.1%)
1年6か月～2年未満	7名 (12.3%)
2年～2年6か月未満	4名 (7.0%)
2年6か月以上	0名 (0.0%)
合計	57名 (100.0%)

④ ケースモニタリング

- ・令和4年度は、ケースモニタリングを12回実施した。
- ・委託事業者と市職員で、各ケース3か月に1度、支援の進行状況や支援対象者等の変化を定期的に把握することで、効果的な支援を目指すケースモニタリングを実施している。ケースモニタリングにおいては、次回モニタリングまでの間（3か月間）の目標として短期目標を定めるとともに、支援全体でゴールとして目指す長期目標の策定とその進捗度を確認する。また、支援対象者の状態や状況の評価、短期・長期目標の進捗達成状況から、具体的な支援計画や支援量を検討し、より効果的な支援を目指している。

⑤ 居場所事業（当事者会）の実績

- ・令和4年度の居場所事業（当事者会）は、38回実施した
- ・活動内容は、カードゲームやテレビゲーム、身体を動かすボディワークや卓球大会、そのほかにもプログラミング講座やクリスマス会など季節のイベント、市内協力企業へのボランティア活動など、利用者の興味関心やニーズに沿った内容で実施した。

(令和4年度)

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催回数	4回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	4回	3回	3回	3回	3回	38回
延べ参加者数	10名	10名	8名	9名	6名	10名	11名	10名	15名	10名	15名	21名	135名

(令和3年度)

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催回数	2回	4回	3回	3回	2回	5回	3回	2回	3回	3回	3回	3回	36回
延べ参加者数	7名	5名	5名	6名	6名	7名	7名	6名	8名	8名	7名	4名	76名

⑥ 家族交流会の実績

- ・令和4年度の家族交流会は、7回実施した。
- ・7回のうち4回は「非公開家族交流会」として支援対象者の家族のみを対象として実施し、3回は「公開家族交流会」として支援対象者以外も広く参加対象として実施した。

(令和4年度)

開催月	参加者数	テーマ、会場
6月	8名	「疾病対策課による思春期に関する講習会」 (会場) 立花南生涯学習プラザ (形態) 公開
7月	2名	「中学卒業後の進路に関する交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
8月	1名	テーマなし (通常の家族交流会) (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
10月	60名	「不登校・ひきこもり理解のための講演会」 (会場) 大庄北生涯学習プラザ (形態) 公開
11月	6名	「落語会・茶話会を交えた家族交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
1月	3名	「ハーバリウムづくりを交えた家族交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
2月	38名	「不登校・ひきこもり支援のための講演会」 (会場) 立花南生涯学習プラザ (形態) 公開

(令和3年度)

開催月	参加者数	テーマ、会場
4月	4名	「子どものこころの不調をテーマにした家族交流会」 (会場) いくしあ2階 (形態) 公開
6月	4名	テーマなし (通常の家族交流会) (会場) 立花事務所 (形態) 非公開
7月	3名	「ユース交流センターをテーマにした家族交流会」 (会場) いくしあ2階 (形態) 非公開

10月	33名	「進路選択時の親の関わり方の理解を深める講演会」 (会場) 中央北生涯学習プラザ・オンライン (形態) 公開
12月	8名	「尼崎市サポート機関情報交換会」 (会場) 立花南生涯学習プラザ (形態) 公開
2月	4名	「編み物づくりを交えた家族交流会」 (会場) 立花事務所 (形態) 非公開

⑦ 啓発活動

- ・令和3年度に引き続き、広く市民を対象に、若年層のひきこもりに関する理解や知識を深められるよう啓発事業として講演会を実施した。

(令和4年度)

開催月	参加者数	講演テーマ
4月	30名	「不登校・ひきこもり理解のための講演会」 (オンライン開催)

(令和3年度)

開催月	参加者数	講演テーマ
6月	34名	テーマ：ハイブリッドスクーリングオンライン

【課題 (ひきこもりがちな青少年への支援)】

- ・中学校3年生の不登校児童生徒への当事業の周知が不十分である。
- ・出前講座等、事業紹介の機会において「初めてこの事業を知った」という声も多く、市民のみならず関係機関においても当事業の認知、理解が不十分である。そのため、実際に支援を必要としている人やその支援者に情報が届いていない可能性がある。
- ・当事業で現在使用している評価項目では、対象者の細かな行動変化を十分に反映することができない。

【今後の取組 (ひきこもりがちな青少年への支援)】

- ・令和3年度に引き続き、市立中学校等に対する事業紹介・ケース相談や、関係機関における広報チラシ等の設置場所拡充等の取組を積み重ねることで、中学3年生の不登校生徒に当事業の利用を促していく。
- ・30歳以上のひきこもり支援を行う保健福祉センターの福祉相談支援課との連携を強化し、合同で庁内外に対する研修を実施する等の周知啓発活動を行う。
- ・事業の効果測定にあたり、支援対象者の行動変容がわかりやすいような評価項目の設定等について、委託事業者とも協議しながら検討する。

【支援や連携の事例】

<本人と家族の状況>

母、長女（相談当時中学 3 年生）の 2 人世帯。長女は幼稚園の頃から療育を受けており、小学校入学前に療育手帳を取得した。小学校の頃から登校しぶりが激しく、中学 1 年生からはまったく登校できなくなった。

<いくしあの関わり>

母より「長女の状況を変えたい」といくしあの総合相談に電話相談があり、ユース相談支援事業に繋がった。これまで世帯には長女の所属する中学校のほか、保健福祉センターの障害者支援課、いくしあのこども教育支援課、こども相談支援課（児童ケースワーカー）がかかわっていたため、支援関係者が事前に世帯の情報を共有した上で、事業委託先の NPO 法人の相談員が世帯とのかかわりを開始した。

NPO 法人の相談員が長女と面談を重ねる中で、長女に「外出したい」との気持ちが出てきたため、長女が得意な卓球を活かし、当事者会として地域課職員を巻き込んだ卓球大会を企画することになった。卓球大会を複数回開催することで長女が外出に慣れ、徐々に他の参加者や職員とも話ができるようになった。また、長女の所属する中学校の担任に卓球大会への参加を呼び掛けたことで、参加した担任が長女と話をする機会が持てるようになり、その後進路相談に繋げ、長女は高校に進学することができた。

<成果、今後の見通し>

NPO 法人の相談員が長女の意向に寄り添った支援を行うことで、長女との関係を構築し、関係機関と連携して高校進学に繋げることができた。現在、長女の通学状況も安定してきているため、一定期間の定着支援の後、ユース相談支援事業としてのかかわりの終了を検討している。

9 ヤングケアラー支援

(1) ヤングケアラー等世帯訪問支援事業

概ね18歳未満の子ども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、子ども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、子ども・若者の自立を支援する。(令和4年8月事業開始)

【事業実績】

	利用世帯数	ヘルパー派遣回数	ヘルパー派遣時間
令和4年度	16世帯	188回	222時間

【課題 (ヤングケアラー支援)】

・家庭環境上支援が必要なヤングケアラーは、自ら支援を求めることが難しいため、相談・支援に繋げることが困難である。

【今後の取組 (ヤングケアラー支援)】

・ヤングケアラーの早期発見のため、相談フロー図を作成し、学校等関係機関とも共有するなど連携を一層深める。

【支援や連携の事例】

<本人と家族の状況>

母、長男（中学1年生）、長女（小学3年生）、二男（小学1年生）の4人世帯。母は精神疾患による入院歴があり、精神的に不安定な状態が続いていた。薬の副作用で母が動けない日は、長男、長女、二男が協力して家事をしていた。世帯は生活保護を受給していたため、生活保護のケースワーカーがかかわっていたが、障害福祉サービス（家事援助）の利用については母の拒否感が強く、支援を入れられない状況が続いていた。

<いくしあの関わり>

生活保護のケースワーカーから世帯について相談を受け、児童ケースワーカーが生活保護のケースワーカーと一緒に家庭訪問を行った。当初は態度の堅かった母であったが、何度も訪問を重ねるにつれ母が色々と話をしてくれるようになり、母から「家事がしんどい」「他人に頼るのが苦手」という話を聞き出すことができた。児童ケースワーカーは母を労い、「誰かに頼ってみる経験を試みませんか」とヤングケアラー等世帯訪問支援事業を提案したところ、消極的ではあったが「一度試してみます」と母が希望し、事業利用に至った。

<成果、今後の見通し>

事業を利用した母が、今後も継続した支援を受けたいとの意向を示したため、児童ケースワーカーが障害福祉サービスの申請を提案した。一人で手続きを進める不安のある母に寄り添い、児童ケースワーカーが手続き支援を行ったことで、障害福祉サービス（家事援助）の利用が決定した。これにより、長男、長女、二男の家事負担を継続的に軽減する体制を整えることができた。

当初は支援に拒否的な母であったが、児童ケースワーカーが家庭訪問を重ね母の困りごとに沿った提案を行うことにより、家庭に必要な支援を入れることができた。引き続き生活保護のケースワーカーと連携しながら、世帯の状況に応じた支援を検討していく。

10 子どもの育ち支援システムの運用

いくしあでは、児童虐待や不登校等の課題や困難を抱える子どもや子育て家庭の支援をしていることから、緊急性が求められる場面や、迅速な対応が求められる場面が発生する。

こうした子どもや子育て家庭を総合的かつ継続的に支援するためには、相談者の主訴と支援対象児、家族とその家庭環境の状況を整理・評価したうえで、適切な支援につなげていく必要があるため、子どもの支援歴等の記録を一元的に把握するための電子システム（子どもの育ち支援システム）を運用している。

子どもの育ち支援システムでは、子どもや子育て家庭の支援に必要な情報（住所や世帯構成、福祉サービスの利用状況、就園先、通学先など）を、庁内の各課のシステムから連携提供を受けており、子どもの育ち支援センターの職員は、子どもと子育て家庭への支援に必要な情報を横断的に把握しながら相談支援を行うとともに、その相談内容や支援内容を児童情報やケース情報として、登録・更新している。

運用にあたっては、顔認証を加えた2要素認証システムの導入やアクセスログの管理、職員研修の実施など、個人情報の管理を徹底し、セキュリティ対策を講じている。

【課題（子どもの育ち支援システム）】

- ・システム内の支援情報の閲覧・使用について、従来に比べ様々な市民情報が手軽に収集できることから、個人情報を扱っているという職員の意識が希薄になりがちであるため、常に高いレベルの個人情報保護意識の維持が必要である。
- ・子どもの育ち支援システムでは、住民基本台帳情報や学齢簿情報、保健衛生情報などをはじめとした本市が所有する様々な情報との連携を図っているが、児童に対するよりよい支援を展開していくにあたり、就学前から就学後における児童の情報をより多く活用したデータ連携・データ活用の方策を検討する必要がある。
- ・令和6年度に児童福祉法改正に伴うこども家庭センター（機能）の設置に向けて、必要となる機能についてシステム改修が必要である。
- ・令和8年度に尼崎市独自の児童相談所を開設するにあたり、子どもの育ち支援システムに児童相談所運営に必要な機能を追加するなど、適切な運営に向けた準備が必要である。

【今後の取組（子どもの育ち支援システム）】

- ・いくしあ内研修やシステム担当者会議を定期的で開催し、個人情報の取り扱いについて常に高いレベルでのセキュリティ意識の維持を図る。
- ・令和4年度にデジタル庁のデータ連携実証事業で追加した児童や家庭の状況からリスクを判定する機能を活用し、支援が必要なハイリスク状態である可能性のある児童を早期発見・事前予測することによるプッシュ型の支援等の展開を図る。
- ・令和5年度にこども家庭庁のデータ連携実証事業に参加し、令和6年度以降、発達に課題を

抱える児童に対するよりよい支援を展開するため、就学時健診と在籍園調査の結果及びそれらを基に策定した個別支援計画のデータを小中学校にて活用を図ることとしており、それらの情報を子どもの育ち支援システムとも連携することにより、子どもの育ち支援センターでの発達相談をはじめとする児童への適切な支援に活用していく。

- 令和 6 年度のこども家庭センター（機能）設置に向けてシステム改修を行う。
- 令和 8 年度の児童相談所の開設に向け、必要な機能等を検討し追加するシステム改修を実施する。

11 児童相談所の設置に向けた取組

児童福祉法第 12 条に規定される児童相談所の令和 8 年度設置に向け、「いくしあ」と一体的かつ効果的・効率的な児童相談所の運営を図れるよう、人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等の検討・準備を行う。

令和 4 年度は、児童相談所の施設整備に向けた基本設計を実施した。また、人材育成のため、兵庫県子ども家庭センター等へ職員を研修派遣した。

【課題（児童相談所の設置に向けた取組）】

・子どもや家庭への支援における効果的な組織編成、専門職の確保・育成、システム構築、関係機関・団体とのネットワークの構築や子どもが安全・安心に過ごすことができる児童相談所の整備などが必要である。

【今後の取組（児童相談所の設置に向けた取組）】

・引き続き、児童相談所の設置に向けた検討及び準備を進める。

12 その他の事業

(1) いくしあシンポジウム

令和4年度はあまがさき・ひと咲きプラザで開催されたオレンジリボンフェスタの開催に合わせ、「地域で子どもを守る～児童虐待のない社会を目指して」と題して、シンポジウムを開催した。

開催日 : 令和4年11月22日(火)

場所 : ユース交流センター あまぼーと2階ホール(オンライン併用)

参加数 : 97名(会場:41名 オンライン:56名)

<基調講演>

テーマ「子どものトラウマ～虐待が子どもの心と成長に与える影響～」

講師 兵庫県こころのケアセンター 副センター長 亀岡 智美 氏

<報告>

- ・「医療の現場からみた児童虐待とその支援の現状」
兵庫県立尼崎総合医療センター小児科長 毎原敏郎氏
- ・「児童虐待の予防と地域ネットワーク～尼崎市の取り組み～」
尼崎市子どもの育ち支援センター こども相談支援課 課長 上野裕司
- ・「児童虐待の予防と支援の現状～民間支援の現場から～」
特定非営利活動法人やんちゃんこ 代表 濱田英世氏

<意見交換>

- ・コーディネイター
尼崎市理事(尼崎市教育次長兼任) 能島 裕介
- ・パネリスト
兵庫県こころのケアセンター副センター長 亀岡智美氏
兵庫県立尼崎総合医療センター小児科長 毎原敏郎氏
特定非営利活動法人やんちゃんこ 代表 濱田英世氏
尼崎市市長 稲村和美

【課題(いくしあシンポジウム)】

- ・基調講演、報告会に加え意見交換と内容を盛りだくさんとしたことにより、ひとつひとつにゆっくりと時間をとることができず、もっと長く講義を聞いたかったというニーズには応えることができなかった。

【今後の取組(いくしあシンポジウム)】

- ・講演の時間が短い、講師の話をもっと聞いたかったという意見があったことから、次年度以降は「いくしあ講演会」として、しっかりと講義の時間をとったイベントにしていく。
- ・今回、初めて会場とオンラインのハイブリッドで開催し、大きなトラブルもなく実施できたことから、次年度以降もハイブリッドの開催は維持していく。

(2) いくしあオープン会議

子どもや子育て家庭に係る課題を正しく理解し、いくしあを応援する輪を広げ、地域の方、子育て支援家庭及び子どもの育ちに関わる支援者・関係者など、誰もが参加でき、自由に意見交換・情報交換を行える場としていくしあオープン会議を開催するもの。

なお、令和3年度はコロナ禍により開催が叶わなかったが、対面にて開催を行うことができた。

開催日 : 令和4年5月26日(木)

場 所 : ユース交流センター あまぼーとアマブラリ 1階多目的室

参加数 : 18名

テーマ : いくしあの不登校・ひきこもり支援について

【課題 (いくしあオープン会議)】

・これまでの課題から、「いくしあ」が抱える課題を支援者等と共に解決する道筋を探すため、テーマを具体的に絞り今回開催したが、今後の子ども支援を考える上では、「いくしあ」のみならず、本市全体の子ども支援について考える時期にきていると思われる。

【今後の取組 (いくしあオープン会議)】

・本市全体の子ども支援について考えるためには、行政、民間を合わせた子ども支援を行う者が、まずは互いのことを知り、相互に理解を深めながら連携できる体制を整えることが必要である。そのため、「いくしあ」に限定して実施してきたいくしあオープン会議を発展的に解消しながら、行政と民間が同じ立場で研修を受講したり、意見交換や情報交換ができる場として、「尼崎子ども支援おなかまプロジェクト」を推進する。

(3) 尼崎子ども支援おなかまプロジェクト

民間のアウトリーチ支援・支援コーディネートなどのノウハウをいくしあ内のみならず、ともに支援を行う民間事業者も含め浸透させていくことを目的とした合同研修。

令和4年度から開始。(認定特定非営利活動法人 Learning for All との協働実施)

日時	内容・テーマ	参加者
第1回：令和4年10月12日(水)	尼崎市内の子ども支援者同士の理解	28名
第2回：令和4年11月9日(水)	子どもの貧困、子どもの虐待対応	31名
第3回：令和4年12月8日(木)	特定非営利活動法人 山科醍醐子どものひろばの活動拠点の視察	6名
第4回：令和5年2月21日(火)	教育と福祉の連携	28名
第5回：令和5年3月8日(水)	プロジェクトの振り返り	13名

【課題（尼崎子ども支援おなかまプロジェクト）】

- ・研修内容は好評で、講義や視察を行う中で、行政、民間で支援の方法や考え方は様々あるなか、お互いにつながっていくことの大切さに気づくという段階まで来たが、支援をより充実したものにするためには、さらに継続した取組が必要となる。
- ・研修の企画、実施を事務局で全て行ったため、参加者が「自分ごと」と思える意識が育ちにくかった。
- ・Learning for All の申し出により協働事業として開始し、市が研修の主催や最終的な意思決定、参加者の調整の役割を担い、Learning for All が研修の企画、運営、講師選定の役割を担っていたが、持続可能な運営に向けては、財源確保や人材確保の整理が必要である。

【今後の取組（尼崎子ども支援おなかまプロジェクト）】

- ・さらにプロジェクトメンバーがお互いのことを知るため、令和5年度も継続して実施する。
- ・研修の企画・立案を実行委員会形式で行うことにより、自分たちで「おなかまプロジェクト」を作っているという意識の向上を図る。
- ・市と Learning for All の協働事業の役割分担を見直し、研修の企画、運営、財源確保を市が行い、LFA は研修企画と事務局補助という形で試行的に進める。

(4) いくしあ専門家会議

課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行っていくため、いくしあオープン会議で出された内容やいくしあの事業運営等について、専門家等と意見交換を行い、課題解決に向けて検討を行う。令和4年度は2回開催した。

開催日	令和4年9月16日（金）
開催場所	アマブラリ2階 活動支援室2
内容	本市の発達相談支援に係る全体像と今後の方向性について ・乳幼児健診後の切れ目のない支援の在り方について ・発達相談支援における今後のいくしあの役割について
専門家からの主な意見	<p><保健と福祉の連携について注意すべき点や本市以外の取組等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず一時相談ではなく、窓口で情報収集して、紹介状などを作ってもらって、目的意識をもってきてもらうという仕組みがよい。いくしあは、健康診断や発達の総合評価をする場所でもないの、目的に適した答えを出すことが重要。紙ベースであっても、紹介状として保健センターからいくしあへ相談に行っておいでといわれた場合でも、「支援するならこういう条件でしてほしい。」など要望を出すべき。そうすれば保護者がいくしあを紹介された意図を勘違いしていたりしても、正しくいくしあと保健が連携できると思う。 ・「発達かもしれないから、いくしあに行ったら？」「いくしあに行ったらなにかわかるよ」というように曖昧につながる場合もあると思う。窓口の人も連携のためのトレーニングが必要である。専門家同士の共通言語として相談をされるためにはこういう条件を聞いてほしいということ、いくしあの方から保健へ欲しい情報ははっきりアピールすればよいと思う。

- つながったところに来た時にすでに自分の情報が知られているかもしれないというのは、支援者と要支援者の関係性を作るうえで難しい。同意・承諾の部分をクリアにする必要がある。振り返りとして、情報にアクセスできることは権利として必要な場合もあるが、誰でもアクセスできると良いということではない。障害を持っていても、子どもでも、情報閲覧の許可を取って確認すべきだ。
- 相談の中で子どもの虐待・性加害被害・いじめなどがあると思うが、断片的に色々な課題に見えるが、発達の問題が絡んでいるところがある。その部分について発達の部分だけでなく、情報共有する仕組みを考える必要があると思う。また、「子供中心」ということをシステムにどう組み込むかが大事だと思う。「エース」というアメリカのこども施策で使われているものがある。日本では使われていないが、参考にしてもらえればと思う。
- 発達検査を行うとなっても、誰のための検査で誰のための情報か、それぞれの部署によって情報の扱いに温度差がある。支援者側がどの段階でつなぐか、キーパーソンが誰か、どんな内容で支援しているか、見立てが間違っただけで支援している場合もあるため、その情報が役に立つのかということをもとに合わせて考える必要がある。キーパーソンが誰であるかという意識がとても大事だと思う。保健がかかわっているにもかかわらず、いくしあに行っただけであれば、いくしあはセカンドオピニオンの立ち位置になると思う。そこで保健とつながっていることが分かれば、伝えればよい。キーパーソンがおらず、どこかでやっているだろうと思いつつ誰もキーパーソンにならないようなさまよっているご家族、SOSが出しにくい、つながりにくいご家族が一番リスクが高い。情報共有できるご家族は、それなりにどこかにつながるだろう。
- SOSを出さない人は、知られたくないからである。少しでも知っている素振りをすると来なくなってしまう。そこが難しい。あまり連携や役割というような大きな枠組みではなく、どこかの間の連携なのか、あるいは何がうまくいってないのかということをもとに具体的に一つずつ詰めていくことから始めるべきだと思う。いくしあがどこまでの機能を持つのか、支援を一時的なのか、相談窓口で終わるのか、全体をマネジメントするコントロールセンターになるのか、医療としての診断機能を持つのか等、いくしあの線引きについて、資料を見ていて白黒があまりわからない。
- いくしあに相談にいったら、いくしあに情報があるという建付けにしてしまえば、いくしあが気を使って様々なところへ情報照会しなくても、いくしあには履歴が残るといった形にすればよいのではないかと。
- 情報を共有するシステムを作るということと、情報を知っているということとを前提で支援をすることは別。情報を共有するシステムを作ることはもちろん大事だが、どんな姿勢で支援をするかといった部分も含めてリテラシーについては、研修でしっかり高めていくことが大事。客観的な支援の履歴はあるが、ワーカーの主観は記録にないということだが、客観的なアセスメントは必要だから、「何をしたか」くらいは記載があっても良いと思う。これから児童相談所を作るうえで、相談窓口を一本化するのか、いくしあがたくさんの機能を持つのか、どう整備していくかが大事。市民から見て、どんな時に行くか何をしてくれるのかがもう少しわかりやすくなれば良いと思う。どこまでのケースはいくしあで、どういうレベル・種類は児童相談所でお願いするのかという区切りをはっきりしたうえで、体制についても含め議論したほうが良い。
- いくしあを中核に据えるのなら、診断するだけではなく、フォローして行くということが市として考えることが大事だと思う。先日国連の障害者権利条約

	<p>の中でインクルーシブ教育がうたわれたが、その部分を意識しなければ手遅れになってしまう場合がある。今、SST（ソーシャルスキルトレーニング）に任せてしまっている部分があるが、市として、こんなことをしているとリードして支援する他方に対しても示すことができると、非常に底上げができると思う。単に特別支援に活かせるのではなく、普通学級で頑張ろうと保護者もなるかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者側がもっと積極的にサポートファイルを活用するという意識が必要。 ・西宮市と芦屋市で保育園へのアウトリーチ支援をしている。その中で挙がってくるケースは、乳幼児健診でフォローになっているが、お母さんからの連絡待ちであったり、どこにもつながっていないという状況が多い。そのように、支援機関と支援機関が情報を共有しているが、お母さんからの連絡を待っているという状況の中でも、子どもは毎日生活をしていて、大事な乳幼児期を過ごしている。その中で保育士が孤軍奮闘しているように感じている。保育士、幼稚園が頑張っているのだから、サポートは欠かせない部分だと考えている。 ・先ほど、いくしあを中心に据えてという話があったが、6月に参議院を通った改正児童福祉法の中でこども家庭センターを設置する際に、子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターの機能の見直しを書いてあり、今のいくしあは拠点だと思うが、比較に出していた西宮市などは児童発達支援センターということで、今後拠点としているいくしあを「こども家庭センター」にするなら機能の拡大していくことになり、連携する機関や職員のやるべきこと、ネットワークを強化・アウトリーチの支援をしなければならぬと思う。次回の時にいくしあが何を指すのかということを知りたい。
--	--

開催日	令和5年3月27日（月）
開催場所	アマブラリ3階 活動支援室2
内容	<p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北保健福祉センター・いくしあ連携会議 第1部会の報告について <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達相談支援からみるいくしあを中心とした支援のあり方について
専門家からの 主な意見	<p><発達相談支援からみるいくしあを中心とした支援のあり方について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に充実した体制の提案になっている。乳児幼児、小学校までの連携は非常に充実しているが、中学校、高校についてこの案では見えづらいというところがあると感じる。やはり小学校から中学校への連携というものを、例えば、SSW（スクールソーシャルワーカー）を通じてであったり、いくしあ内に保健師がいるので、色々な専門職が一緒に作って仕事ができるという環境があるので、いくしあ内での連携を密にして、学校と繋がっていくという手段をぜひ充実させていただきたい。 ・中学校で様々なケースが出てきて、紐解くと発達に課題があったようだがフォローが何もなされてなかった等、後からわかってくることもある。やはり予防の視点で早めに情報がわかっていると、非常に学校側も対応に苦慮することなくできると考える。 ・小学校は勉強が難しかったり、行動が激しく目立つ子たちがクラスで問題になるが、中学校へ行くとそれまでは目立たなかった子が意外とつまずいたり、そこそこ勉強ができていたが、社会性や友人関係でつまずいたりする。小学

校と中学校で発達とひとくくりにしても色合いが違ったタイプの課題が、出てくるのではないか。勉強ができる子だと思っていた子のことで、生活指導などに走り回らないといけない状況があるのでは。そういった子どもを高校に進学させないといけない等、私からみると中学校の先生が一番大変そうに見える。

- 中学生になると、女子の方が課題が表面化することが多い。発達障害の診断は子どもでも、個人的に話しているだけでは目立たないが、集団の中であったり、総合的にまとめ上げる力が弱かったり、IQは高いのにという子どももたくさんいる。行動化するよりも、課題が内在化しているのが中学生ぐらいになって露見してくる。その頃に性被害などに巻き込まれていく可能性が高い。いくしあが就学から18歳まで相談を受けるということは、なかなかマンパワーがいる。目標は本当に素晴らしいと思うが、全部しようと思うと大変だ。色々な人を巻き込まなければならないだろう。
- 支援者支援という言葉が出てきており、教員が対応に困った際に声を上げてくれるようになったり、就学前であればその発達に課題を抱える子どもの子育てに関して保護者向けのペアレントトレーニングやペアレントプログラムを行うと思うが、子ども自身が困ってるか困ってないかというところにはどうアクセスしていくのか。例えば冒頭の就学時健診の観察項目が主観だという話もあったが、勝手な立ち上がりや離席があっても、その子ども自身は、困ってないのでは。それをなぜチェックしなければいけないのか。ゆくゆくは子どものためだと思うが、教員のやりにくさ等だけに焦点を当てていく、どう対応していくかを考えるだけでは立ち行かなくなってしまう。
- 中学生になると少し話が変わってくる。1人1人の子どもがどういう状態で、何に困っているというところをしっかりと見ていく力を、教員であったり支援者であったり保護者が共有をして、それぞれの場でできる工夫を考えていける機会が必要。
- 児童の権利に関する条約の四つの原則のうち、「参加する権利」については、そこそこの困り感を持つその子ども自身が置かれている環境にどのようにコミットしていくかとか、また他の子どもたちがどのように一緒に共同してやっていくか、そういうところが明記はされてない。そこを少しバックアップするようなことが今後政策の中で取り込まれると、もっといい形になると感じた。
- 小学校の時は、子どもからの相談は少ないかもしれないが、申し込みをするのが先生であり、窓口がSC（スクールカウンセラー）ではない。あるいは保護者の許可があるかという質問があると、そこで扉を閉ざしてしまう。もし本当に子どもたちが直接アクセスできるのであれば、「SSW（スクールソーシャルワーカー）がいつ来る」、「お話したい人はいつでも誰でもいいよ」のような形にしない限りは、なかなか相談に来ない。子どもは「誰かに見られてるんじゃないか」、「あそこに行ったらこうなるんじゃないか」と大体相談に行かなければならない子どもは、色々考えながら行けなくなってしまふ。
- SC（スクールカウンセラー）がどれだけ学校から独立、自立しているのか。勝手に動いて行って、子どもに声をかけてもいいような雰囲気まであるのかどうか。担任の先生が頑張っていることは認識しているが、担任の先生が越えられないところで全部がブロックされるような、そういうケースもたくさんある。

	<ul style="list-style-type: none"> • SC (スクールカウンセラー) や SSW (スクールソーシャルワーカー) はある一定の自立度があって、学校と対等、場合によっては学校と対等の関係で子どもたちを守って欲しいと思うが実際のところは、学校の中で強い振る舞いをできない、そんな雇われ方はしていないと思う。また、それを求めるのは、SSW (スクールソーシャルワーカー) や SC (スクールカウンセラー) には難しく、気の毒だと思う。1人で学校と戦うのは大変だ。 • 気になるのでと紹介で来る相談が最近は多く、診察待ちがある中で半年後になる。病院の本来の業務が少しずつ圧迫されてるという問題がある。役割分担が混沌としたままなので、もう少し整理したい。それぞれの関係機関でできることを、やらなければならない。市民の方、周りのドクターにもあまり理解されていないため、それぞれの役割が果たせていないと感じる。調整機関のような形に、いくしあがなりえるのかという期待がある。 • 成功体験を積んで面白かった、役立ったことを、例えば医療だけじゃなくて学校教育など、そういう場を一緒に踏まえて、あのポジションであればこうしてよかった、のような、データのやりとりではなく、実際の事例に、こういう子どもがいてうまく支援ができた、逆にうまくいかなかった、ような具体例があると、関心を持ってもらいやすいと思う。 • 子どもの発達に課題があると気づきにくい場合は、保護者自身の関わりがどうか、子育てのコツが知れる場所がどこかというところでキャッチできるのかもしれない。保護者自身の関わりに課題があって気づきにくい場合は、子育てしにくいなと思って子どもの発達というところから相談に行かれるかもしれない。しっかりキャッチして、でも本当は両輪というか、総合的な問題なので、両方をしっかり見れるところがあるといいと思う。 • 小学校ぐらいまでは保護者の方がメインの支援者で繋ぎに行くみたいなどころがあると思うが、中学校ぐらいになると、親御さんが連れて行きたいと思ってもあまり子どもは行きたがらず、より繋ぎにくくなる場所もあるなど感じている。クローバーにおいて実施している事業の中で、学校で行う SST (ソーシャルスキルトレーニング) がある。医療機関に子どもを連れて行くことのハードルの高さを何とか解消するためにコーディネーターの先生に気になる話をしてもらい、ピックアップして保護者の方にチラシとかを持って説明をし、学校の教室の一室を借りて、そこで SST (ソーシャルスキルトレーニング) をしている。イメージとしては、高校通級でされているような取組に近いと思う。もっと福祉の持っているノウハウのようなところをうまく活用していただいたら良いと思う。 • 学校で教えられることを発達に課題がある子どもたちは 100%頭に入っていて、掃除はさぼったらいけない、友達と仲良くしなければいけない、自分をいじめてくる子と仲良くなれないと悩んだりしている。そういう子どもに対して、本音と建前をどうやって使い分けたいのかなど本当は誰も教えてくれないような社会的スキルを、どのように身に付けて、上手に生きていくか。そういったスキルを学べる場所っていうのが本当に学びたいと思っている子どもがたくさんいるのに、学べる場がないと思う。中学校くらいの子どもにとってそういう場所があるとすごく良いと感じる。 • 今、あまっ子いきいき講座の幼児期の方向けのペアレントトレーニングを行っているが、幼児期を超えると、今度本格的な手当を受ける場所がなくなってくる。中学校に入ると、その子どもが保護者に褒められてもあまり嬉しくないというところがあるので、なかなか中学校以上になるとまた難しくなるが、小学生の間に親がしっかりかかわるラストチャンスというところで、本格的なペアレントトレーニングが受けられる場所があると良いと思う。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポートという言葉に繋がる場所もあるのかなと思う。SST（ソーシャルスキルトレーニング）は、生活の訓練ということで、スキルを教えることだが、同じような仲間が集まるということが、子どもにとってすごくエンパワーメントにつながる。その発想を、どこかで何かご検討いただくことがすごく重要なのかなと思う。
--	---

いくしあ専門家会議委員（五十音順）（～令和6年3月末）

大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授	伊藤 嘉余子
武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 准教授 武庫川女子大学短期大学部 心理・人間関係学科 准教授	大岡 由佳
兵庫県立こども発達支援センター 医師	野中 路子
兵庫県尼崎総合医療センター 周産期医療センター長、小児救急救命センター長、小児科部長	毎原 敏郎

【課題（いくしあ専門家会議）】

- 委員の人数を9名から4名とし、テーマをいくしあとして課題と考える点に絞ったことから、より詳細な意見交換・情報共有を行うことができ会議の活性化が図られた。
- 専門家会議は附属機関でないものの、いくしあのより良い運営のために意見をいただく場であることから、意見を事業に反映させる仕組みを検討する必要がある。

【今後の取組（いくしあ専門家会議）】

- 会議を開催すること自体が目的となることがないように、必要な時期に必要な回数回の会議を開催するものとする。また、会議開催は単に意見聴取のみを目的に行うのではなく、委員からいただいた意見を事業や運営等に反映させる目的をもって会議を開催していく。

(5) 視察の受入・市政出前講座

① 視察の受入

種別	件数	受け入れ人数
市民	1件	1人
学生	9件	52人
地域団体	2件	13人
民間機関	1件	5人
研修受入	1件	3人
他自治体	5件	33人
市議会議員・県議会議員	6件	41人
市内部組織	1件	11人
その他	1件	80人
計	27件	239人

② 市政出前講座の実績

「尼崎市子どもの育ち支援センターについて」	1回（いくしあ推進課）
「発達障害の基礎知識」	1回（いくしあ推進課）
「児童虐待について」	4回（こども相談支援課）
「子どもとの関わり方について」	2回（こども教育支援課）

【課題（視察の受入・市政出前講座）】

- ・新型コロナウイルス感染症が落ち着き、5類に移行することに伴い、視察の依頼が増加することが見込まれ、通常業務への影響が懸念される。
- ・どのような視察依頼があっても、一定の質の担保ができるよう、説明資料の統一化や案内マニュアルの作成が必要である。

【今後の取組（視察の受入・市政出前講座）】

- ・視察により、通常業務に影響が出ないように、視察受入件数の上限を設け対応していく。
- ・「いくしあの概要」については、全課の事業概要をとりまとめた説明資料を作成し、だれが対応しても同質の説明ができるようしていく。

13 おわりに

開設から4年目を迎え、市民の皆さん、とりわけ子育て世代の市民の方への「いくしあ」の認知度も少しずつ高まってきている。認知度の高まりとともに、「いくしあ」に対する期待も大きくなるが、開設からこれまで、「いくしあ」が着実に支援の充実を図り、子育て世代に寄り添った、こどもファーストの支援を進めてきたことは、「いくしあのあゆみ」をご覧いただければ、理解していただけると考えている。

今回の「いくしあのあゆみ」は、昨年度の「いくしあのあゆみ」と基本的な構成は変更せず、「いくしあ」における相談支援・各種事業に係る実績や連携して支援を行った具体的事例の掲載、各種事業を行う中で生じている課題と今後の取組について記載した。これにより、「いくしあ」の現在位置を確認しつつ、お互いの支援について共通理解のもと、連携したチーム支援が更に充実したものにできる道標になると考える。また、「いくしあ」を利用する市民や各関係機関においては、「いくしあ」がどのような支援を継続し、どんな支援を新たに行い、充実させようとしているかについて知っていただく機会になるものと考えている。

そのような中、令和5年度以降に向け、「いくしあ」として、特に重点的に取り組むべき事項としては、

- ① 「いくしあ」と一体的かつ効果的な本市独自の児童相談所設置に向けた、人材育成、人材確保、施設整備の継続。
- ② 要保護児童対策地域協議会の運営改善を行い、より支援に注力できる仕組みの検討。
- ③ 児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けた体制整備。
- ④ 子ども支援を行う民間事業者と行政職員が互いのことを知った上で協働で支援を行うことができる仕組みづくり。

以上の4点を挙げ、令和5年度から課題解決に向けた取組を進めている。

引き続き「いくしあ」のコンセプトを踏まえながら、本市の子ども一人ひとりを中心に子育て家庭の困りごとや悩み事の解決の一助になるよう、子どもの声をしっかり聴き、専門機関、関係機関、関連部署と協力・連携しながら、子ども一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいく。

以 上

【参考】

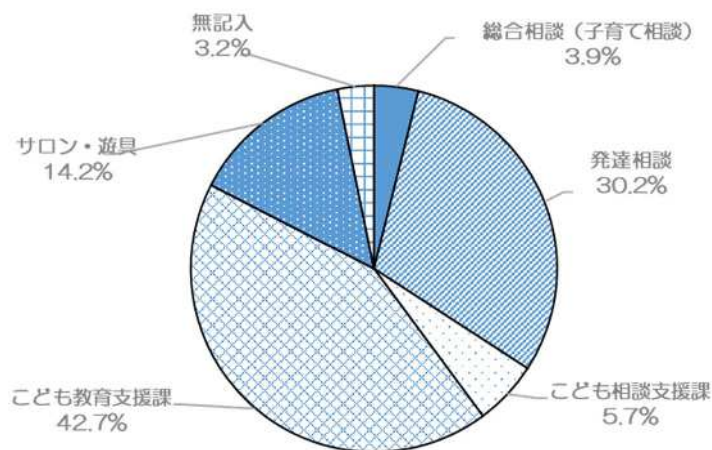
いくしあ来館者アンケート調査結果

回収数 :281 枚
調査期間:令和4年 11 月(1 ヶ月間)

■調査結果■

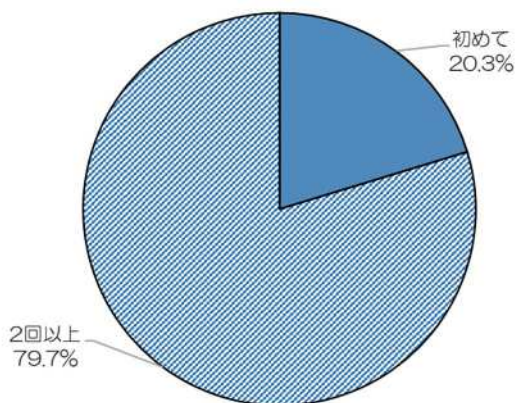
【来所要件(アンケート手渡し時に職員が記入)】

	いくしあ推進課		こども相談支援課		こども教育支援課		サロン・遊具利用	無記入	総計
	総合相談 (子育て相談)	発達相談	家庭児童相談	ユース相談	教育相談・ 不登校相談	ほっとすてっぷ			
件数	11	85	8	8	115	5	40	9	281
割合	3.9%	30.2%	2.8%	2.8%	40.9%	1.8%	14.2%	3.2%	100.0%
件数	11	85	16		120		40	9	281
割合	3.9%	30.2%	5.7%		42.7%		14.2%	3.2%	100.0%



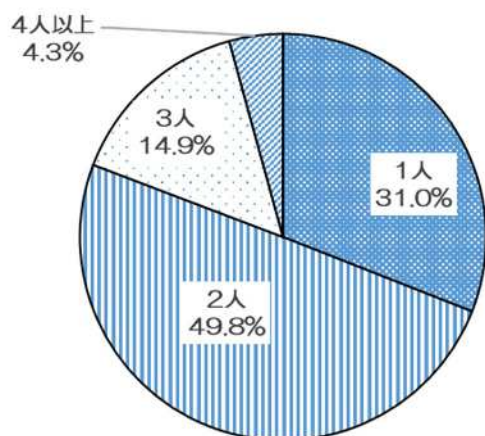
Q1 これまでに「いくしあ」を利用されたことはありますか。

	初めて	2回以上	無回答	総計
回答者	57	224	0	281
割合	20.3%	79.7%	0.0%	100.0%



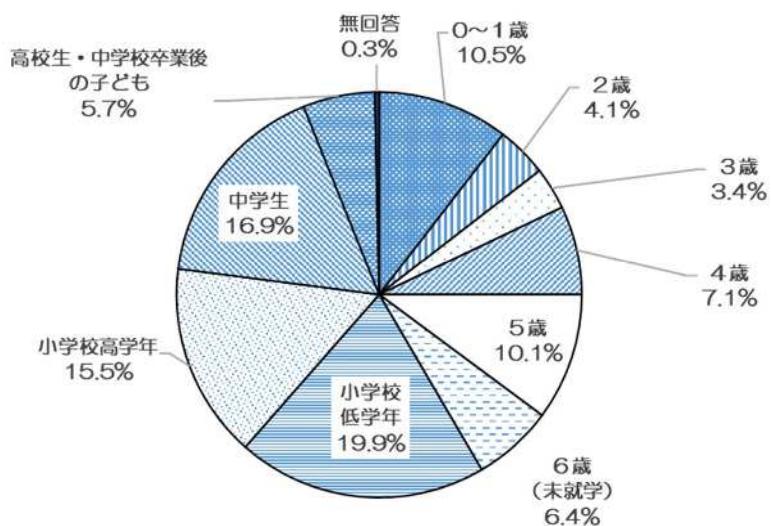
Q2 本日は何名でこられましたか。

	1人	2人	3人	4人以上	無回答	総計
回答者	87	140	42	12	0	281
割合	31.0%	49.8%	14.9%	4.3%	0.0%	100.0%



Q3 対象となられるお子様の年齢は何歳ですか。(複数名の場合はすべて選択)

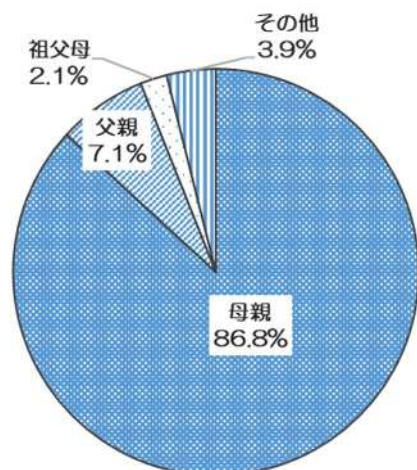
	0～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 (未就学)	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生・ 中学校卒業後 の子ども	無回答	総計
回答者	31	12	10	21	30	19	59	46	50	17	1	296
割合	10.5%	4.1%	3.4%	7.1%	10.1%	6.4%	19.9%	15.5%	16.9%	5.7%	0.3%	100.0%



Q4 このアンケートのご記入者(あなた)は、対象のお子様からみてどなたですか。

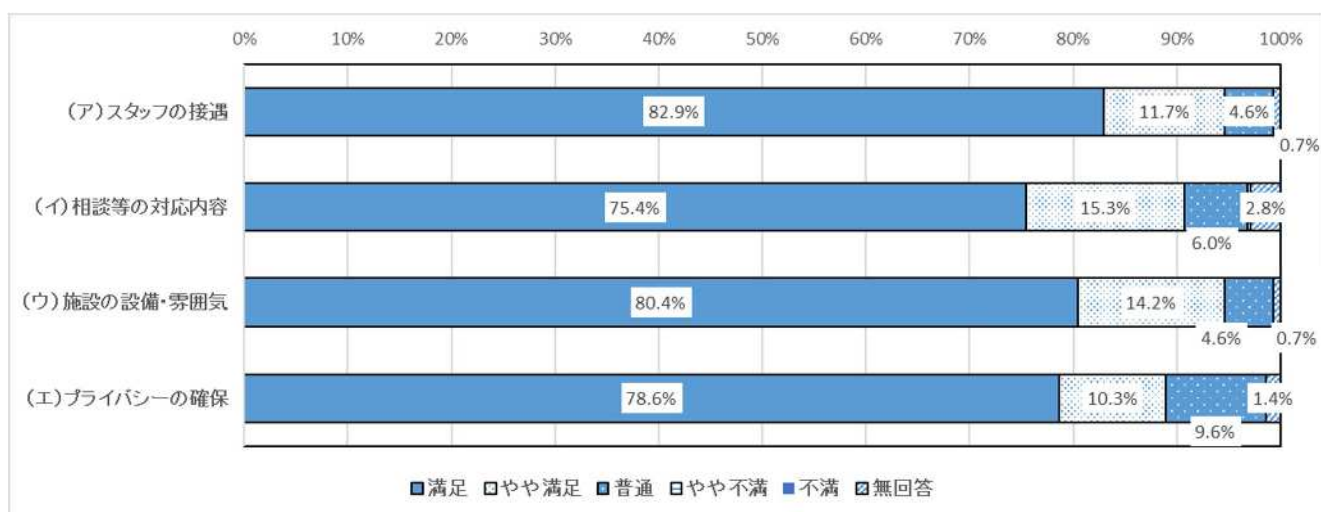
(1つにチェックを)

	母親	父親	祖父母	その他	無回答	総計
回答者	244	20	6	11	0	281
割合	86.8%	7.1%	2.1%	3.9%	0.0%	100.0%



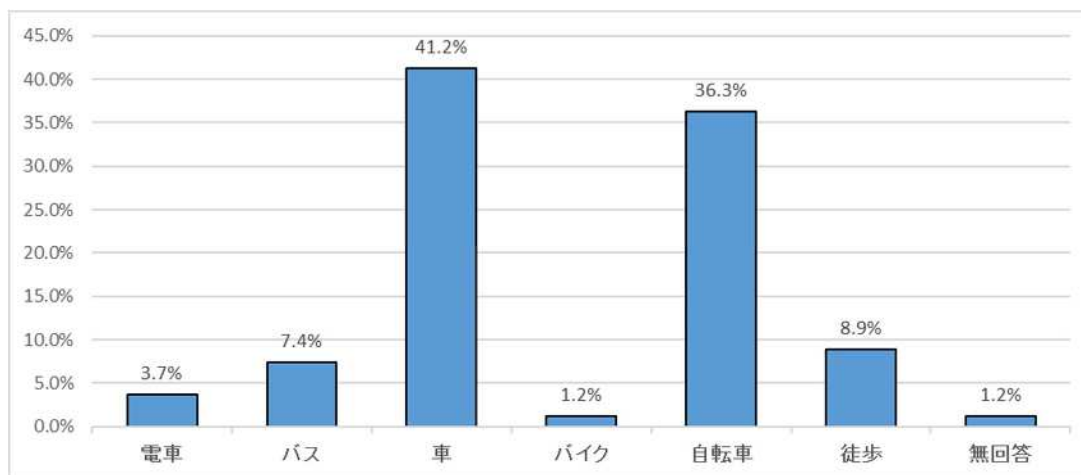
Q5 今日の満足度をお聞かせください。各項目ごとにお答えください。(数字に○印)

回答者	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
(ア)スタッフの接遇	233	33	13	0	0	2	281
(イ)相談等の対応内容	212	43	17	1	0	8	281
(ウ)施設の設備・雰囲気	226	40	13	0	0	2	281
(エ)プライバシーの確保	221	29	27	0	0	4	281
割合	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	総計
(ア)スタッフの接遇	82.9%	11.7%	4.6%	0.0%	0.0%	0.7%	100.0%
(イ)相談等の対応内容	75.4%	15.3%	6.0%	0.4%	0.0%	2.8%	100.0%
(ウ)施設の設備・雰囲気	80.4%	14.2%	4.6%	0.0%	0.0%	0.7%	100.0%
(エ)プライバシーの確保	78.6%	10.3%	9.6%	0.0%	0.0%	1.4%	100.0%



Q6 今日の交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてにチェックを)

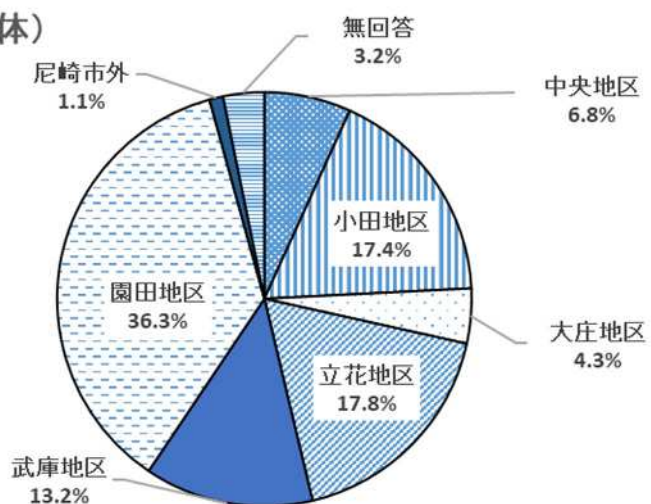
	電車	バス	車	バイク	自転車	徒歩	無回答	総計
回答者	12	24	134	4	118	29	4	325
割合	3.7%	7.4%	41.2%	1.2%	36.3%	8.9%	1.2%	100.0%



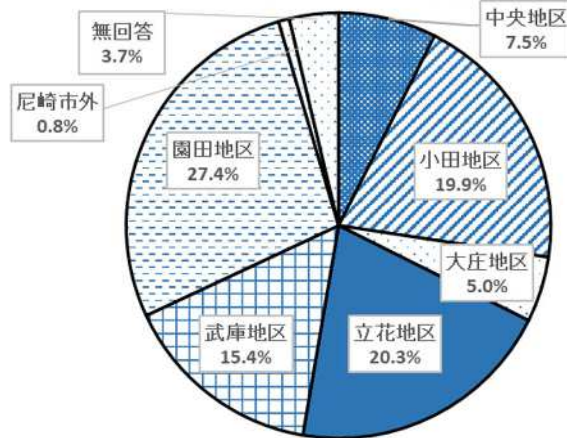
Q7 お住まいの地区はどちらですか。

	中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区	尼崎市外	無回答	総計
回答者	19	49	12	50	37	102	3	9	281
割合	6.8%	17.4%	4.3%	17.8%	13.2%	36.3%	1.1%	3.2%	100.0%

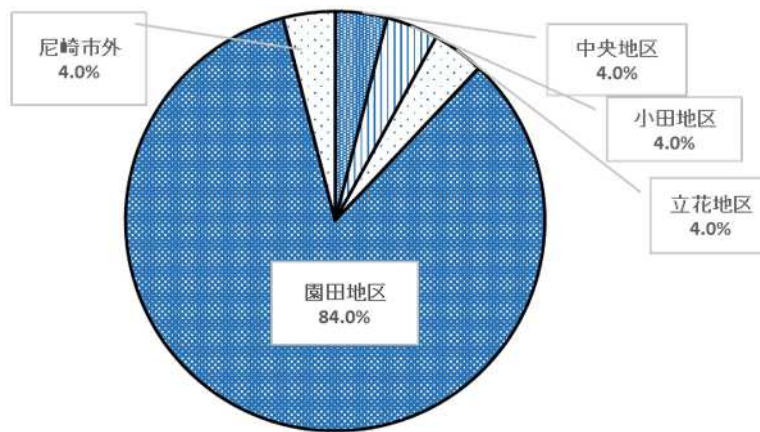
地区別利用者数(全体)



地区別利用者数(サロン・遊具利用除く)

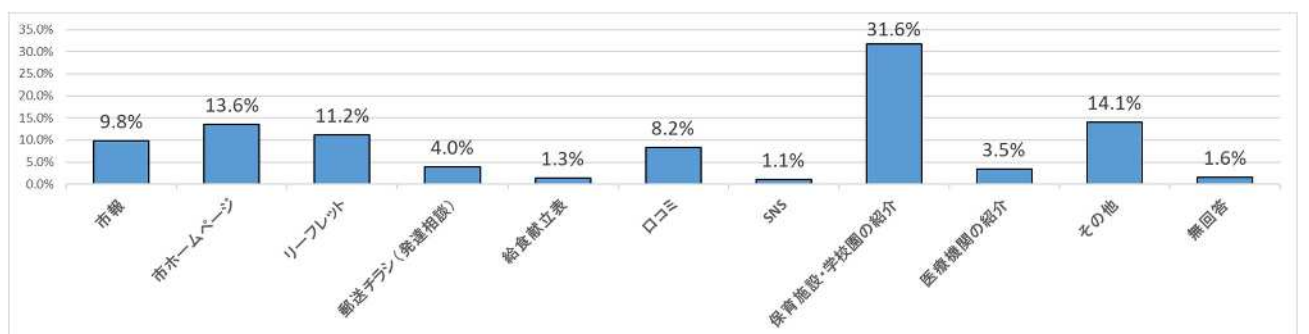


地区別利用者数(サロン・遊具利用のみ)



Q8 「いくしあ」のことはどこでお知りになりましたか。(あてはまるものすべてにチェックを)

	市報	市ホームページ	リーフレット	郵送チラシ(発送相談)	給食献立表	口コミ	SNS	保育施設・学校園の紹介	医療機関の紹介	その他	無回答	総計
回答者	37	51	42	15	5	31	4	119	13	53	6	376
割合	9.8%	13.6%	11.2%	4.0%	1.3%	8.2%	1.1%	31.6%	3.5%	14.1%	1.6%	100.0%



3 いくしあ来館者アンケート(令和4年度11月実施)でいただいたご意見への回答(一例)

■ 来館者の声 ■

○場所が不便でもう少し市の中心部や交通(公共)機関が便利な所にしてもらえたら通いやすいと思います。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。

「いくしあ」は、市域の北東部にあり、最寄り駅から徒歩で15分以上かかる位置に立地しているため、ご不便に感じられる方もおられることは認識しております。なお、あまがさき・ひと咲きプラザには30台以上の無料駐車スペースがございますので、ぜひご利用ください。

また、お車の利用が難しい場合は、阪急園田駅やJR尼崎駅から阪神バス(尼崎市内線11番)でご来館いただきたく思いますが、ご相談内容に応じて、お近くの利用できる公共施設をご紹介・おつなぎするなど、努めてまいります。



■ 来館者の声 ■

○高校卒業後も対象としてほしい

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。

現在、「いくしあ」の教育相談では、就学開始の4歳からおおむね18歳までの子どもが主体となる支援を行っております。年齢などの理由によって、「いくしあ」内での解決が難しい場合には、必要に応じて他の関係機関等につなげていき、支援にむすびつけております。ぜひカウンセラーにご相談ください。



■ 来館者の声 ■

○言語療法でお世話になりました。近辺に同様の訓練ができる場所がないため、こちらで訓練もしていただけるとありがたいです。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。

「いくしあ」では、基本的に相談支援業務を行っており、訓練につきましては、保険診療の対象となります。訓練が必要と判断した際には、近隣の医療機関もしくは療育機関をご案内させていただいているところです。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。



■ 来館者の声 ■

○きせつごとにイベントがあったら、うれしいです。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。

「いくしあ」のサロンでは、季節ごとに「読み聞かせ会」を実施しております。実施前には、館内やサロン利用時に案内させていただきますので、ぜひご参加下さい。



■ 来館者の声 ■

○土日も開いていたらいいと思います。

○難しいかもしれませんが…土、日、夕方～夜ぐらの時間も相談できれば仕事を休まなくて済むので助かります。

■ 「いくしあ」より ■

ご意見ありがとうございます。

平日以外の相談対応につきましては、これまでも様々なご意見を頂いておりました。ご意見を踏まえ、現在いくしあ総合相談窓口では、令和4年6月から令和6年3月までの間、試行的に第一土曜日（9時から17時30分まで）の相談対応を行っております。試行的な相談対応の内容を踏まえ、今後「いくしあ」として、どのように対応していくのか検討していきたいと考えております。

※令和4年6月1日より令和6年3月31日まで、
毎月第1土曜日9:00～17:30もご相談いただけます。

4 ご意見箱の設置

職員の対応、施設や設備、相談・支援の内容など、いくしあに来館された際に気づいた点や意見、提案などをお伺いするため、1階いくしあサロンにご意見箱を設置しています。

いただいたご意見等は、内部で改善策を考え、施設内に掲示するなど、利用者の意見を反映させた施設となるよう努めています。



